

平成 2 5 年第 2 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 3 月 5 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 会派代表質問

1 4 番 中村芳隆議員

- 1 . 市政運営方針について
- 2 . 再生可能エネルギーの利活用について

2 7 番 吉成伸一議員

- 1 . 平成 2 5 年度市政運営方針について
- 2 . 平成 2 5 年度の主要事業について
- 3 . 放射能対策について
- 4 . 防災・減災の事業について
- 5 . 教育行政について
- 6 . 地元企業への支援について

7 番 磯飛 清議員

- 1 . 「八溝山周辺地域定住自立圏構想」について
- 2 . 太陽光発電装置普及事業について
- 3 . 防犯灯設置と維持管理事業について
- 4 . 高齢者外出支援タクシー料金助成事業と公共交通について
- 5 . 証明書のコンビニエンスストア交付について

出席議員（27名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	金子哲也君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（1名）

12番	岡部瑞穂君
-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君

農業委員会 事務局 長	藤 田 一 郎 君	西 那 須 野 長 支 所 長	齊 藤 誠 君
塩原支所 長	君 島 淳 君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼 議事課 長	渡 邊 秀 樹	課 長 補 佐 兼 議 事 調 査 係 長	石 塚 昌 章
議 事 調 査 係	若 目 田 治 之	議 事 調 査 係	人 見 栄 作
議 事 調 査 係	小 磯 孝 洋		

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27名であります。

12番、岡部瑞穂君より欠席する旨届け出があります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会派代表質問

議長（君島一郎君） 日程第1、会派代表質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

中村芳隆君

議長（君島一郎君） 柔仁会代表、14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

議席番号14番、中村芳隆でございます。柔仁会を代表し、通告に従い質問をいたします。

昨年12月の衆議院選挙におかれましては、3年余り続いた民主党政権から自公連立政権が誕生いたしました。安倍政権が3本の矢と称して打ち出した政策は、大胆な金融政策、機動的な財政政

策、民間投資を喚起する成長戦略とするアベノミクスは、世界的にも認知され、24年度補正予算、25年度本予算にも反映し、現在取り組んでいるところであります。

円高、株安、そしてデフレ脱却への期待を感じる政策であります。内閣支持率もかつてない右肩上がり、70%を超える結果が出ております。これはまさに国民の期待のあらわれだと思います。本市においても市長がよく言われております、本市のポテンシャルを生かし地域発展のため、全身全霊を込めて取り組んでいただきたいと思っております。

本市においては、除染問題を含め多くの課題が山積しております。今後、国・県との連携を図りながら、また国の動向を見きわめ、市長が市政運営方針で述べた平成25年度主要事業、総合計画の7つの政策体系に則し、パフォーマンス政治じゃなくて、しっかりとした市民サービスの向上に向け、地に足をつけた市民のための政治に取り組んでもらいたいと願い、質問に入らせていただきます。

1、市政運営方針について。

阿久津市長就任2年目に当たり、改めて初心を忘れることなく公約を着実に実施され、市民の皆様が「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と実感できるまちづくりに全力で取り組まれる市政運営の姿勢は、まさに評価するところであります。その上で、平成25年度市政運営方針に関し、以下の点について市長の考えをお伺いいたします。

「快適で潤いのあるまちづくり」として、平成24年度に引き続いて、除染計画に基づき住宅除染やスポーツ施設、市営住宅等を実施しますが、実施に際しては、平成24年度の実施状況を十分検証した上での取り組みと拝察し、以下の

点について伺いをいたします。

平成24年度の進捗事業と課題について伺いをいたします。

平成25年度に予定する事業内容、スケジュール等をお伺いいたします。

平成25年度において、平成24年度での実施地区住民から追加希望者があった場合の取り扱いをお伺いいたします。

スポーツ施設、市営住宅の除染方法をどのように考えているかお伺いいたします。

市民の不安解消のため、ホールボディカウンターによる内部被曝検査を引き続き実施、母乳・尿の放射性物質の検査実施とあることから、以下の点について伺いをいたします。

ホールボディカウンターによる内部被曝検査の平成24年度の実施状況、結果等について検証されたかお伺いいたします。

母乳・尿の放射性物質の検査について、実施内容をお伺いいたします。

内部被曝の検査の実施に対し、外部被曝の検査の実施は考えているかお伺いいたします。

児童生徒及び保護者が放射能に対し正しい理解を深めるため、放射能に関する出前授業の実施が計画されていることから、以下の点について伺いをいたします。

2011年3月11日の被害発生から2年が経過する間、市民の声を聞く機会をどのように行ってきたかをお伺いいたします。

今後、市民の声を聞く機会をどのように考えているかをお伺いいたします。

今後の放射能問題対策に対する考えをお伺いいたします。

県内でも数少ない人口増加率がプラス傾向にある本市においても、人口減少と少子高齢化は避けて通ることができない状況にあります。その

中であって、「健やかに安心して暮らせるまちづくり」として、より充実し安心した子育てができる環境づくりのため、子ども医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大された政策は、大変評価できるものであります。

そこで、以下の点について伺いをいたします。

変更する助成制度内容について伺いをいたします。

現在、7歳以上に対しては助成方法を償還払いとしていますが、現物給付方法に移行できないかをお伺いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 中村芳隆議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、5番の平成24年度の除染進捗状況と課題についてですが、住宅除染については、放射線量の高い5地区の住民に対し2万2,600通の住宅除染説明資料などを送付し、2月末日現在、同意書が送付されてきたもの8,775通、うち測定・調査が終了した戸数が2,652戸、除染終了が103戸であります。

5地区以外の18歳以下の子どもがいる住宅を対象に先行除染を行う住宅マイクロホットスポット除染については、4,735通の案内を行い、同意書受領が922通、うち測定終了した戸数が244戸、除染終了が166戸であります。

公共施設除染については、都市公園、公民館など80の施設が対象であり、27の除染が現在終了しております。また、残りの施設についても3月中に終了する予定で、現在進行中でございます。

課題としては、住宅除染に係る同意書の記載内容確認や測定調査の日程調整、住宅ごとの戸別の

除染設計に相当の時間を要していることが上げられます。

次に、平成25年度に予定する事業内容とスケジュールについてですが、平成25年度は放射能対策課を立ち上げ、より充実した布陣でスピーディーに除染に取り組んでまいります。

まず、住宅除染については、今年度実施した5公民館以外のエリアの戸数3万1,310戸を対象に除染を実施いたします。

公共施設については、にしなすの運動公園などスポーツ施設を中心に、未実施の32施設の除染を予定しております。

スケジュールについては、できるだけ早い時期に発注できるよう設計などの準備を進め、年度内に完了できるよう計画的に進めてまいります。

平成25年度において、平成24年度の実施地区住民から追加希望者があった場合の取り扱いについては、未実施の住宅についても、同意書の提出があれば対応してまいりたいと考えています。

次に、スポーツの施設、市営住宅の除染方法についてですが、除染は環境省の補助メニューに沿って実施いたします。具体的には、スポーツ施設は子どもが長時間活動する空間と認められるものですので、表土の除去、芝生の深刈りなどにより除染を行います。

市営住宅については、一般住宅と同様の雨樋下の汚泥の除去や除草、落ち葉さらいなどを実施してまいります。

次に、市民の不安解消のための事業について順次お答えいたします。

ホールボディカウンターの受診状況、結果の検証についてですが、ホールボディカウンター検査はことしの1月末、震災復興支援放射能対策研究所、平田村でございますが、現在413名、那須町保健センターで191名の方が検査を受けておりま

す。

事業開始に当たり、今年度の受検者数を研究所サイドで1,760名、那須町保健センター420名を見込みましたが、今後検査を受ける方を含めても900名程度の状況で、検査のお知らせを小まめに行っていくとともに、さらに助成金の代理受領方式の導入など、受けやすい環境を整備してまいります。

また、検査結果については、全員検出限界未満となっており、市民の皆様の不安軽減につながるものと受けとめております。

母乳・尿放射性物質の検査でございますが、授乳中の女性を対象とした母乳、未就学児・妊婦を対象とした尿検査、その含まれる放射性物質の検査を市内の検査機関に委託をして、まだ始まって間もないわけですが、1月下旬から実施しております、2月末で、母乳が6件、尿検査が12件実施しております。結果はすべて検出限界未満となっております。

外部被曝検査の実施につきましては、現在のところ実施する考えはありません。今後、状況に応じ、さらに検討してまいります。

続きまして、市民の声を聞く機会をどのように行ってきたかについてですが、平成24年4月に那須塩原市除染実施計画を策定し、5月から6月にかけて自治会長を対象に市内7カ所において除染実施計画の説明会や、地域からの要請等により出張説明会を実施しております。そのほか、地域団体からの要望書提出の際の懇談や、市政懇談会、市への提言、ツイッターなどによりさまざまな質問やご意見をいただいております。

今後、市民の声を聞く機会をどう考えているかについてもお答えしますが、10地区での住宅除染地域説明会や出張説明会を開催するとともに、あらゆる機会を通じて市民の皆様のご意見等をお聞

きしていきたいと考えています。

次に、今後の放射能問題対策に対する考えについてですが、住宅や公共施設などの除染作業が終了すれば、その後、事務所や工場等の除染を進めるとともに、空間放射線量の引き続きの測定を初め、ホールボディカウンターによる内部被曝検査など、健康対策を引き続き実施してまいります。

また、一番、子どもの医療費で助成制度の変更内容についてもお答えいたします。

私の公約である「子育て支援」の実現のため、市単独事業として医療費助成の対象年齢を12歳から18歳までに拡大するものであります。また、中学1年生以上のお子さんへの助成については、償還払いとして2,000円の一部自己負担をお願いするものであります。

次に、7歳以上に対するの助成方法を現物給付方式に移行できないかということについてもお答えいたしますが、現段階で現物給付方式による対象者の負担軽減、利便性の向上については、十分承知をしております。一方で、移行に伴う新たな財政負担は大きな課題であるとも考えております。

本市の平成23年度の決算をもとに試算をしてみますと、県補助金が2,000万円程度の減額になります。その他、助成額の増加や国民健康保険における国庫負担金の減額等を含めてトータルで計算しますと、少なくとも1年間に1億円を超える負担増が見込まれます。加えて受診回数及び助成額の増加が懸念されるとともに、医療機関の負担増や国民健康保険等医療費の増に波及することも課題の一つであると考えております。

このようなことから、小学生以上のお子さんについては引き続き償還払い方式による助成を行っていききたいと考えています。

第1回の答弁にかえます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 答弁をいただきました。長い答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、1から再質問に入らせていただきたいと思えます。

住宅除染、1万5,000戸が行われるということでございます。同意書が1万5,000戸に対して8,775通、そのうち測定調査が終了した件数が2,652件と、それで除染を終了されましたが103戸ということですね。また、18歳以下の住宅除染については4,735件のうちの922件から依頼があって、測定調査が終了したのは244、除染が完了したのが166戸ということで答弁をいただきました。

この結果を踏まえて、どうとらえているかをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） これ結果でございますけれども、当初私どもが予定しておいた数字よりは同意書の回収が少ないということを考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 今、部長から答弁をいただきまして、結果的には非常に少ないということでございます。この少ない現状の理由とでも申しましょうか、申し込みが少ないものをどう判断されているか、ちょっと聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 同意書の少ない理由ということでございますけれども、正式に分析そのものというものは行っておりません。ただ、当初から比べますと、自然的な減衰というものもございまして。そういったところで興味といたしまして、小さいお子さんのいるところと、そうじゃないと

ころでの若干差異は出てきているのかなというふうな認識は持ってきております。

先ほど言いましたように、詳細な分析等はまだ行っておりません。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） まだ正式に分析は行ってないということでございますが、いずれにしましても同意されている方が少ないというのが現実かと思っております。そんな中で、3月1日、これ下野新聞に出ておりました、「住宅除染進めぬ同意」ということで、ご存じかと思っております。全体的に本県において8市町が重点地域になっておりますが、そんな中で、最高2割ぐらいの同意があるということ。

そういった中で一つの理由としましては、低線量メニューの除染ではやっても仕方がないとあきらめる方とか、あと、放射能の汚染から2年が経過した中で、若干放射能に対する認識が薄れてきたというものの調査結果が出ておられるようでございまして、そういったものもしますと、だんだん認識が薄れてきているんで同意されている方が少ないのかなというのもございます。

また、そんな中で、当初、本市で行いました入札結果が年末だったということで、そういう同意関係に対して最初の計画は、一軒一軒訪問されて同意を急いで、すぐに工事にかかれるような状況に入るということもあったわけでございますが、そういった時間がなかったというものも含まれているのではなかろうかと思っております。

そういったものについても、るる次の質問で話をさせていただきたいと思いますが、そんな中でこういった課題としまして、先ほど答弁いただきましたが、住宅の除染に係る同意書の内容確認や測定調査の日程調査、また除染設計に相当に時間を要したということでございます。こういった現

況を踏まえますと、やはり余裕のある施工計画なり除染計画を立てていかないと、本当に年度末までにそういった同意をとって測量し、設計を調査した中で工事をするというのは非常に厳しいのではなかろうかと思いますが、そういった日程的なものはどう考えているかをちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 日程的につきましては、非常にタイトなスケジュールであったというのは認識はしております。そういった中で、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、今、1軒の除染をするに当たりまして最低3回の訪問をするというような状況でもございます。

1つ目は空間の放射線量の測定というものがございまして。それとあと、どの場所をどういう手法で除染したらいいかという確認、それとあわせて除染作業ということでございます。

そういったことで、当初予定しておったよりも、1軒当たりに対する時間、人数等々がちょっと予想を上回る状況といえますが、そのようなことが一つ要因として挙げられるかと思っております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 了解しました。

それでは、の再質問に入りたいと思います。

ことし、平成25年、先ほどの答弁の中で、放射能対策課を立ち上げてスピーディーに除染をやっていくんだということを言われました。新しい試みかと思っておりますので、その対策課の概要をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 放射能対策課でございますけれども、過日の組織機構の改革の中で庁内

でも決定をしたところでございます。基本的には、現在ある除染センター、それを放射能対策課というような形として位置づけたいと思っております。基本的には総務部の中というような形で考えております。

ただ、除染センターという名前そのものが大分浸透してきておりますので、除染センターというものは課の中の施設という位置づけで現在考えておるところでございます。人員については、今人事異動の中で、どのようになるかというのはこれからでございますけれども、人数をなるべくふやせればということで、現在検討を進めているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 現在ある除染センターの名称変更というか、課としてしっかりと立ち上げて対策されていくんだという認識でよろしいかと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

そんな中で、平成25年度はまさに残りの10エリア、3万1,310棟の住宅除染を行っていくんだということでございます。その3万1,310戸に対する除染方法、またタイムスケジュールをお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） スケジュールでございますけれども、先ほど市長のほうから答弁がありましたように、なるべく早く発注できるように、現在、設計等の準備を進めているという状況でございます。

ただ、国のほうの予算の確定といひますか、そういったものがまだでございます。そういったところもござひますので、そういった国のほうの動向が決まり次第発注できるようなことで準備を進

めてまいりまして、年度内にはすべて完了できるというようなスケジュールで進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 早目に手を打っていかれるということでござひます。

そんな中で、平成24年度は時間がなかったというようなこともござひまして、コンサル等々の方式で一括発注された経緯がござひます。前回は5エリアでござひまして、1万5,000棟、今回10エリア、3万1,310棟ござひますので、倍に等しいかと思うんですが、そういった中で、大手ゼネコンさんに発注されるということになりますと、非常に安心して発注し、見守ることができるということで楽な面もあるが、以前から私どもが願ひをしておりましたように、やはり地元の企業の育成、また経済の活性化、そういったものを考えますと、ある程度うまく分けて、コンサルと施工、そういった面もうまく分けた中で地元の企業もうまく活用するといったもの。また、そういった仕事において、企業の力を育成させてやるといったものも考えていくのも一つではなからうかと思ひますし、今回はかなり時間がござひますので、先ほどの課題をクリアするためにも、早いうちに取り組んでいくということもできますので、そういったものを含めましてちょっと考えていただきたいんですが、その件について答弁をお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ご案内のとおり、今年度は一括発注ということでしたところでもござひます。ただ、公共施設等につきましては直接地元への発注というものも実際に行ってきたところでもござひますけれども、現在、この一括発注のメリット、デメリット等も含めて、今、庁内で、来年

度どういった方向で発注するのがよろしいかということで現在検討は進めております。

そういったことで、検討の中で一括発注になるかというふうなところは、まだ微妙でございますけれども、そのこの辺のところをよく検証を行った上で来年度の発注は決めてまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） ぜひとも検討をしていただきまして、それなりの仕事は皆さんできるかと思えますので、うまく分割をするなり、いろいろな方法があるかと思えますので、検討のほどよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に入りたいと思えます。

その中で、まだことし80カ所の施設関係を今除染しているわけですが、未実施の公園及びスポーツ施設、32施設がまだ残っているということで、25年度にやるということをお聞かせいただいたわけですが、その中身、内容をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 特に大きなものとしたしましては、くろいそ運動公園とか、にしなすの運動公園とか、運動公園というものがメインになってくるかと思えます。といいますのは、スケジュールの調整等もございまして、なかなか入れなかったというところがございます。ただいま申し上げましたくろいそ運動公園、河畔運動公園、にしなすの運動公園、体育センター、関谷南区の駐車場、あと青木運動場、これらが大きなものとなってまいります。

あわせまして、各市営住宅、まだ終わっていない市営住宅も予定をしております。また公園関係とか、駅の前の広場、これらも25年度の中で実施

をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） はい、わかりました。

それでは、24年度に80施設、そして25年度に32施設が行われるということございまして、これですべての市関係の公共施設は除染が完了されるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 基本的には、この32施設が終われば市の公共施設は完了するという状況でございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） はい、了解いたしました。

それでは、の再質問に入りたいと思えます。

24年度の未実施住宅で、25年度に実施したいという追加希望者については、提出があれば対応をしていくというような答弁もいただきましたが、そういった中で、その追加で希望される方、その周知とか受け付け、どういったものを考えているかをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） まだ具体的にどういった方法というものは、まだ決まってはおりませんが、未実施の方々に周知漏れのないような対応はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） よろしくお願ひしたいと思っております。ことしはちょっと忘れてしまったとか、同意書を出そうと思っても出せなかったという方もおられるかと思えますので、対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

スポーツ施設等の除染は、子どもが長時間活動

する空間でありますので、スピーディーに取り組んでいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、除染の効果は点より面で行うことで効果が上がるとよく言われております。市民に対して、先ほどの追加等々も含めまして、除染の理解をしていただきまして、全域で除染が実施されるよう要望して、次の質問に入りたいと思います。

のホールボディカウンター等々について再質させていただきますと思っています。

ホールボディカウンターの受診状況については、1月末で、平田村の研究所で413名、那須町のお世話になっているところで191名が検査を受けているとのことでございます。受診者の年齢と、また性別等がわかれば、お聞かせをいただきたいと思っておりますし、また、当初の見込み数から比べますとかなり少ない結果となっております。そういった数字をどうとらえているかをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） のホールボディカウンターの状況ということで再質問いただきました。

先ほど出ました数字413名、191名ですけれども、そのうち、私どものほうに検査結果が送付されてきているものにつきまして申し上げたいと思っておりますので、そうしますと、研究所のほうで377名でございます。それから那須町の保健センターが73名ということで、合わせまして450名の結果が戻ってきておりまして、それで性別とか年齢がわかるということでございますけれども。

まず、性別でございますけれども、両方合わせて申し上げますけれども、男性が193名、42.9%、それから女性が257名ということで57.1%でござ

います。

それから、年齢別でございますけれども、これは那須町も平田村も同じような傾向でございますが、これも合計で申し上げますけれども、4から7歳が102名、それから8歳から12歳が100名、13歳から17歳が31名ということでございます。これを合わせますと約52%になるかなと思います。いわゆるこれが3歳から18歳未満ということで子どもの部分です。残りの18歳から最高が70歳以上という方もいますけれども、残りの方が48%ぐらいという形になります。

それからもう1点、先ほど市長の答弁の中でも、今後3月まで予約等をされている方を含めても、両方合わせて900名程度にしかならないということで、その見込みとの違いをどう考えているかというふうな形の質問かなと思っておりますけれども。

まず、内部被曝のことにつきましては、まず第1に、事故直後から食べ物関係については、流通している食品ももちろんそうでございますし、それから自家栽培しているものについても簡易検査等を、市のほうでも測定器を入れまして測定をしていると。さらには学校、保育園、幼稚園等でも食材等の検査についてはずっと継続してやられているということで、食べ物には皆さん気をつけているという状況があるのかなというふうにも思っております。

そのような中でも、先ほどの住宅除染の中でも議員のほうから、2年たって認識がちょっと薄れてきているのではないかというふうな形もありますので、それについては、私どもも直接、学校とか保育園等を通して保護者にダイレクトに通知を差し上げて、小まめに検査をどうですかということでお勧めをしたいと。今までもしてきておりまして、その通知を差し上げるとどっと申し込みが来るというようなこともありますので、これ

については今後も引き続きやっていきたいかなというふうに思っております。

それと、特に平田村のほうですけれども、半額とは言いましても、やっぱり6,000円なりを一たん立て替えなくちゃならないという、それもちょっとちゅうちょする要因になっているのかなということもありますので、その辺は代理受領方式ということで、さらに助成金を除いた3,000円分をお支払いすればそれで済むというふうな対応もさせていきたいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） いろいろありがとうございました。

こうして見ますと、男女別に検査を受けられている方、女性の方が若干多いということでございますし、また小さいお子さんについては中学生以降が極端に少なくなっていくといった傾向が見られるのではなかろうかと思っております。

全体的に数が見込みより減っているというものは、今回インフルエンザ等もはやっていたというようなこともあるでしょうし、また土曜日には部活等々の子どもさんも頑張っているということで、忙しいというものもあったかと思っておりますので、先ほど来より代理受領もできるようにするとか、いろいろ周知徹底を図っているとか、そういったもので頑張っておられるようでございますので、できる限り、せっかくの制度でございますので、多くの方が検査を受けられるよう努力をさせていただきたいと思っております。

そんな中で、検査結果については、全員が検出限界未満ということで、本当に安心をしているところでございます。

そんな中で、平田村の研究所までバスが運行さ

れていると思いますが、このバスの運行状況をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 平田村へのバスの運行状況ということでございますけれども、これは当初予定どおり、毎週土曜日ということで出しております。乗車の状況につきましては、毎回、少ないときでも十四、五名、多いときで32名とか、それなりにバスをご利用いただいている状況です。

ただ、これは12月の議会でしたか、申し上げましたけれども、そのほかに個人の車で行かれる方も日を追って多くなっているという状況でございますが、このバスにつきましては、25年度も毎週ということで、予算のほうは今考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 毎週土曜日行かれています中で、50人乗りのバスだったかと思っておりますので、14名から32名ということでは若干もったいないような気がしますので、せっかくのバスが行っていただけるんで、やはり30名前後の方が常時乗っていけるような形に持っていっていただければと思っております。

また、ただいまの答弁で、25年度も運行されるということでございますので、引き続きよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

の質問に入ります。

2月まで母乳・尿検査が実施されているということでございまして、母乳が6件、尿が12件ですが、検査の結果、すべて検出限界未満ということでありまして、安堵しているところでございますが、こういった件数、6件、12件、こういったものについてどうとらえているかをちょっとお聞かせ

いただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 母乳と尿の検査の件でお尋ねでございますが、こちらの検査につきましては、1月20日号の広報でお知らせをして、そこからスタートということで、まだ1カ月ちょっとしか、この集計の段階ではたっていないということでございます。

そういう中でも、先ほどのホールボディカウンターと同じように、保育園、幼稚園、それから託児所に通っているようなお子さんの保護者あてにチラシ、お知らせを、その1月末につきましては4,500枚ほど通知を差し上げているという中で、そのような数字ということにとらえておりますけれども、その後の申し込みの状況から申しますと、2月末の現在ですけれども、母乳は3件ふえまして9件、それから尿のほうは22件ということで、2月末現在では申し込みの状況にはなっております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 始まったばかりの制度でございますので少なかったということですが、これからもひとつPRをしていただきまして、せっかくの制度でございますので、多くの方が検査を受けていただけるということになるとありがたいと思っております。

25年度におきましても、引き続き予算が計上されていると思いますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。

次の質問に入ります。

ガラスバッジ等による検査の実施がないということで、体外被曝の検査ですね。そういったものを先ほど答弁いただきましたが、それがなぜなくなっていくのか。その中で、状況に応じては検討

されていくんだということも答弁がございました。その検討するような状況ということは、どんな状況になったとき検討するのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ガラスバッジ関係でございますけれども、小学生関係はもう既に保護者に対しての通知等も終了しておりまして、現在、未就学児の関係の結果が間もなく出るという状況でございます。まだ途中経過ではございますけれども、放射能のアドバイザーの先生によりまして、健康に今影響のある数値ではないというお話をいただいております。

そういったことから、一つの区切りといたしまして25年度につきましてはということ、現在のところでありまして、ガラスバッジ等は実施する考えはないということで、先ほど市長のほうから申し上げたところでございます。

状況に応じということでございますけれども、まだ具体的には詰まってはおりません。ただ、住宅の除染が一通り終わる状況とか、ある程度工場、店舗等々に入った状況で、どのぐらいというものを検討するというものは一つの判断材料にはなるかなというふうには思っております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） ガラスバッジ等々について、私どもの議会の放射能対策検討特別委員会というものを設けて、今検討させていただいて、それに対して市民の声を聞いて、また市民団体等々の意見を交換した中で、市長のほうに要望事項として、過日、ガラスバッジによる外部被曝の測定を継続的に実施されることといったものを差し上げさせていただきました。

そんな中で、やはり1回の検査よりも、2回、

3回しっかりと記録をとって、数値の上において不安の払拭を図っていくんだということで、かなり大事なことはなからうかと思っていた事業の一つであったわけですが、そういったものが25年度はなくなっていくと。

先ほど答弁にございましたように、状況によって、除染が終了した中でまた検討ということで今答弁があったわけですが、そういった意味で、一部の市民かもしれないが、やはりそういった声はまだあるということございまして、また私どもの議会対策特別委員会の中でも検討に検討を重ねて要望した事項でございますので、できる限り、そんなにこれもお金はかからないと思えますので、そういう工夫をして、ちょっとつける方が学校によってもばらつきがあって、25%とか、70%とか差が出たものですから、つけていない方がまだいっぱいおりますので、そういったものも考慮して、引き続きこういったものに対して前向きに検討をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

の1に関連しておりますので、一括して再質問してまいります。

そういった市民の意見等を聞く機会をどのように行ってきたのかという答弁で、地域からの要望と、また出張説明、市への提言、ツイッターなどで説明いただいたと聞いておりますが、その内容をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 主に地元説明会を各地域ごとに今実施をしたわけですが、その内容、主な意見としては、やはり敷地内に保管という状況でございますので、いつぐらいまでに保管をするのかというようなこと。あと、農家住宅なんか

は面積が広いわけでございますので、どの程度やってくれるんだとか、いわゆるそういったことで、いろいろなご意見をいただいております。そういったご意見を市としても真摯に受けとめまして、極力希望に沿うような形での除染ということで、現在進めているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 私どもの議会報告会等々を昨年開かせていただきました。その中で意見交換会の中では、やはり放射能の除染関係等々、また食品検査、そういった意見が大半を占めておりました。そういった中においても、やはり市民の意見等々をしっかりと聞いて、除染関係、また放射能対策等々をしっかりとやっていっていただきたいと思っております。

そういった声をしっかりと生かしていけば、市民の理解度が深まっていくのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

になりますが、今後の放射能問題対策として、住宅や公共施設が終了した際には、事務所や工場等の除染を進めるということで答弁をいただきました。そういった内容についてちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほど住宅が終わった後、事務所とか工場等ということで答弁を申し上げましたが、これは除染の実施計画に基づいて、住宅が終わればそういったところをやるという内容でございます。これにつきましては25年度、一般住宅の除染を進めていく中において、どのような手法でやっていったらいいかというものは十分検討してまいりたい。

やはり大きな面積というようなことになります

ので、どういったことで進めればよりよい除染ができるかというようなことにつきまして、25年度のなるべく早いうちに、それらについては検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） そうしますと、これ民間企業の工場と、端的に申しますと、ブリヂストンさんとかそういうところの除染も行政で行うというような解釈でよろしいのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） そういう認識で結構でございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） はい、了解いたしました。まさに点ではなくて面で除染をやっていないと効果が出ていかないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本市の放射能対策はまだまだ続くと思いますが、市民の皆様が安心・安全に暮らせるよう、積極的に取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきたいと思ひます。

の こども医療助成制度についてですが、12歳から18歳までに拡大されるということで、他市と比べますと本当に本市は若干おくれておりましたので、大いに評価をしたいと思うところでございます。

そんな中で、市単独としましてどれだけの費用がふえるかをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 高校生まで拡大し

て、どのくらい助成金額がふえるかということでございますけれども、今までざっくり中学生だったら2,000万くらい、高校生も同じくらいかなということで今までお答えをしてきましたけれども、今回このような制度で、ただし、先ほども言いましたように、自己負担につきましては2,000円ということで設定をさせていただきましたので、これでいきますと、今回当初予算でお出ししておりますけれども、扶助費につきましては2,500万ちょっとくらいということで見込んでおります。

事務費を含めまして 事務費といひますのは支払基金等の審査手数料ですけれども、それも含めまして3,000万というふうな見込みでございます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 2,500万くらい負担増になるということで、本当に財政が厳しい中で、本当にありがたいということで感じております。

そんな中で、7歳以上に対して現物給付されますと、先ほどの答弁で、利用者の窓口負担の軽減や利便性の向上を図ることができるが、1億円を超える負担増が見込まれるということで、現物給付は難しいという答弁でございました。そんな中で、15歳まで、中学生まで現物給付にすると幾らぐらひの負担増になるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 現物給付の導入に伴ってどのくらい持ち出しがふえるかというふうなご質問でございます。

まず、先ほど市長から答弁を申し上げましたけれども、県の補助が現物給付の部分については、これもともと県の制度ですので小学生までですけれども、2分の1だったのが4分の1になってしまうと。さらには、現物給付となりますと、一部

自己負担500円いただいておりますけれども、この分もなくなるということになります。

それから、国保のほうの国庫支出金、これの減額、俗に言うペナルティーですね、こちらが8割から7割になってしまうということでございます。先ほど1億円を超えると市長のほうで答弁を申し上げましたけれども、こちらは高校生まで含んだシミュレーションをしているものですから、そこで行きますと1億1,000万というふうな数字が出ております。中学生にしますと……、ちょっと合算でしか出していないものですから、申しわけございませんが、即答はちょっとできません。申しわけございません。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） いずれにしましても厳しい財政の中にかかるといってございまして、少子高齢化、少子化の対策としまして子育て支援の中の一環で、ある程度、今現実を見ますとやむを得ないのではなからうかという点もございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

そんな中で、日光市また佐野市、佐野市は私もより議会が早く開かれておまして、一般質問の中で佐野市の市長が、4月から15歳まで現物給付として制度の拡充を図るといって新聞にも載っております。そういった事例もございまして、先ほど来利便性も高くなりますので、子育て支援というものも含めまして、本市においても15歳まで現物給付としての余地は十分あるかと思っておりますので、その点についてもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 現物給付の対応ということで再度要望といいますが、ご質問いただきました。

那須塩原市につきましては、これもともと、先ほど言いました県の制度でございまして、県では3歳までが現物給付ということでございます。それを超えてやった場合には、ペナルティーなり、補助金の減額という対応ということでございますが、そのような中にありましても、那須塩原市と宇都宮市は小学校へ上がるまでは3歳を超えても必要だということで、県内ではいち早く現物給付にして、そのときにペナルティー等も受けておるわけですが、そのときの考え方でいきますと、やはり小学校へ上がる前のお子さんについては、それなりに病気にかかっている率も多だろうということで、その部分は必要だよというふうな判断をさせていただいていたと。

その上のお子さんにつきましては、前にもお答えしたかと思っておりますけれども、特に内科医、小児科医の医師会の先生方からも、コンビニ受診化にもつながってしまうということで、慎重にというふうな意見等もいただいております。そのような考え方で今までもやってきたということで、こちらについては検討課題の一つというふうに、現在もとらえているところでございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（君島一郎君） ここで総務部長より発言があります。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 大変申しわけございません。先ほどの答弁の中で公共施設の除染が25年度ですべて終了するという事でお答え申し上げましたけれども、くろいそ運動場とかにしなすの運動公園、体育センター等は、除染は実施するわけでございますけれども、一部、にしなすの運動公園のソフトボール場、三島体育センターの野球場、サッカー場、くろいそ運動場のサッカー場、それと、くろいそ運動場の補助球場、それと青木サッカー場、この5つにつきましては26年、27年の中ですべて終了するという予定でございます。訂正をさせていただきます。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 子育て支援は、市長公約の一つであります子育て支援実現のために、医療費助成の充実は欠かすことのできない施策の一つではなかろうかと思えます。いろんな課題はあるかと思えますが、15歳までの現物給付となりますよう要望し、次の質問に入りたいと思っております。

2、再生可能エネルギーの利活用について。

平成25年度の主要事業の中、「自然と共生するまちづくり」において、太陽光発電の設置補助、市民ファンドを活用した普及事業への支援等に加え、その他の再生可能エネルギーの利活用について研究を進めるとあることから、以下の点についてお伺いをいたします。

太陽光発電システム設備補助の実績と課題、平成25年度の見込みをお伺いいたします。

平成25年度には市民ファンド活用による太陽光発電装置普及事業への取り組みが開始されるようですが、現在市が想定している概要と今後の展望をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 太陽光発電システムの設置補助の実績と課題、あるいは平成25年度の見込みについての質問に順次お答えいたします。

平成24年度における太陽光発電システム設置費補助金については、平成25年2月末における交付決定は407件で、交付金額は4,535万1,000円となっております。

太陽光発電装置を設置した家庭からは、毎月、定期報告書が提出されます。報告書は、発電電力量、売電電力量、購入電力量を確認して記載することになるため、節電を結果として意識する人も多いと思いますが、さらなる節電と省エネを意識づけるための周知・啓発活動が課題であると考えております。

平成25年度における補助の見込みは、買い取り価格がことよりも低い水準になる場合は、希望者が若干減少することも考えられるため、当初予算においては300件分の予算を現在計上しております。

の市民ファンド活用による太陽光発電装置普及事業の概要と今後の展望についてもお答えいたします。

これまで日本のエネルギー政策は化石燃料や原子力に依存してきました。20世紀後半から地球温暖化が徐々に進行したことから、1997年に温室効果ガス排出削減の数値目標を盛り込んだ京都議定書が採択され、温暖化対策の一つとして再生可能エネルギーへの転換の研究が進められてきました。さらに一昨年、東日本大震災に起因する東京電力

福島第一原子力発電所事故が起こりまして、それを機に、中央集中型から地方分散型エネルギーへのシステムの転換の気運が一気に高まってきております。

市民ファンドを活用する太陽光発電装置の普及事業は、広くさまざまな形で市民が協力し、地域に分散する再生が可能なエネルギーの創出と利用を行う、新たな仕組みの一つとして考えております。

市民ファンドを活用する太陽光発電装置普及事業の概要でございますが、太陽光発電装置の設置事業者、設置を希望する市民、設置工事を行う電気工事店、市民ファンドの組成を行うファンド事業者、市民ファンドに出資する市民、金融機関といった市民がそれぞれの立場で参画することで成立する民間事業を想定しております。

市は、広報紙等による周知活動を通しての支援、また設置事業者になろうとする法人等の立ち上げの支援、必要に応じ財政面での支援でかかわっていくこととなります。

市民ファンドの活用による太陽光発電装置設置事業のこれからの展望については、初めに再生可能エネルギーの創出と利活用がなぜ必要か、市民ファンドを活用する太陽光発電装置設置事業とはどのようなものかを、広く市民に周知・浸透する必要があります。市は、そのための施策を新年度の早い時期から実施し、その後設置事業者が設立され、太陽光発電装置の設置募集が開始されるものと考えております。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） それでは、順次再質問をさせていただきますと思っております。

先ほどの答弁で、24年度の太陽光発電システム設置補助金、2月末までに407件、金額ベースで4,535万1,000円という答弁がございました。6月

の補正予算で2,000万円が初めてこの太陽光発電補助金が計上されまして、その中で166件分、そして、その中で9月の議会において、たまたま私がそういった市民の要望が多いという中で予算要求の中で、9月補正で3,240万円、約2,700件分が計上された経緯がございました。

市民の需要にも対応していただいて本当にありがたいと思っておりますが、まだ1カ月残っておりますので、この1カ月間の申し込み状況がわかりましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 残すところ1カ月を切っておりますので、事業補助の条件といたしまして、年度内に事業を完了することということになっております。したがって、3月に入りましては非常に少ない件数になってきているということで、今ちょっと3月の実際の数字は持っておりませんが、2月までのような状況ではなくなっているということです。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） 数字的にはまだはっきりしていないということでございますが、そんなに大きくは見込めないということでございましょう。大体合計で5,240万円が計上されておりますが、それらの予算金額がすべて消化されるという理解でよろしいのかどうか、ちょっと聞かせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 若干残るような感じになると考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） はい、了解いたしました。

そんな中で、平成25年度は、先ほどの答弁で300件分、1戸当たり12万でございますので3,600万円が計上されております。昨年度は5,000万強でございますので、昨年に比べると少ない補助金額ではないかと思いますが、そんな中で申し込みが多くなった場合には補正予算措置を考えているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 買い取り価格のほうが今後どのように決まってくるかによって進みぐあいというのも大きく左右されるかなということで、今回このような当初予算の要求をさせていただいたわけですが、進捗状況の中で、申込者が非常に多いということになれば、そのときは財政とも相談させていただきたいというふうに担当部局のほうでは考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） そういった中で検討させていただいて、よろしくお願いをしたいと思っております。

最後の質問となりますが、市民ファンド活用による太陽光発電装置普及事業、広くさまざまな形で市民が協力し、地域に分散すると。再生が可能なエネルギーの創出と活用を行うんだと。新たな仕組みの一つと考えた太陽光発電装置の設置事業者、設置を希望する市民、設置工事を行う電気工事店、市民ファンドの形成を行うファンド事業者、ファンドに出資する市民、金融機関等がそれぞれの立場で参画することで成立する民間事業を想定しているんだということで答弁がございまして、聞いていても本当にはっきりイメージがわい

てこなかったというのが現実でございます。

そんな中で、今回、25年度の予算に委託料1,000万が計上されておりますが、この1,000万の内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 議員もおっしゃられましたとおり、この事業について一言で説明するということは非常に難しいし、また中身的に一つ一つ理解していくということも、非常に大変なことだと思えます。しかしながら、すべての市民、個人の市民だけではなくて、企業もそうですし、いろんな団体の方もそうですし、いろんな立場の市民の方が理解を深めていっていただかないとできない事業だというふうにとらえております。

そのための市民全体での勉強会、それから研修その他さまざまな方式によって理解を深めることがまず第一だと思っています。そのための予算ということで1,000万円という金額を出させていただきましたが、その中身については、形態としてはコンサルの業務委託という形になるかと思えますけれども、中身としては、まずこういった事業に非常に詳しい方がつき切りでとってはあれですけれども、そういったようなイメージでかかわっていただけるような、そのようなことを考えております。

したがいまして、1,000万円の積み上げていった中身ということについては、ほとんどが人件費というふうな、それプラス具体的にいろいろな講座であるとか、研修であるとか、そういったようなものを開催するための費用ということになるかと思えます。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） るる今、部長に初めて説

明を聞いて、この1,000万というものがどう利用されていくかというのがわかりました。初めの直感では、ファンドの種銭にでもするのかなというふうな感じもちょっと見受けられるような感じもしたものですから、中身について人件費等々で、そういったファンドの勉強会とか、いろんなシステムを構築するための勉強会に使うんだということで今お聞きし、少しは理解をさせていただいたところでございます。

そんな中で、この間全協の席で、この「市民ファンド活用による太陽光発電装置普及事業イメージ」という表をいただきました。まさに市役所が左にありまして、真ん中に太陽光発電装置設置事業者、そして工事業者がございまして、右側に、最終的には太陽光発電装置設置希望市民、これは那須塩原市に在住している市民が設置を希望し、太陽光発電をつけるんだということで。

そして、そのお金を市内の市民の投資家を募って、その募るのには、ファンド会社がその太陽光発電の設置事業者と一体となった取り組みをし、市民の応募が余りにも少なかった場合には金融機関からの借入れ等々、金融機関の出資とか、そういったものがあるんだということで、いろんな方の連携が深まって初めてこのファンドができるのではなからうかと、こう理解をすることでございます。

そんな中で、この太陽光発電装置設置事業者、この方が一番私は重要なポイントを占めるのではなからうかと思っておりますが、こういった方は那須塩原市に存在する事業者があるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 現在あるかとおっしゃられれば、実のところないということで、今

後、先ほど申しあげましたような勉強会とかを通じた中でこういった志を持っている方々がこういう事業体を立ち上げていただくと、それを目指してこれから頑張っていきたいというふうに考えております。必ずそういう方がいらっしゃるというふうには信じてやっているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

14番（中村芳隆君） これからしっかりと検証し、そういった事業者が出てくるのではなからうかといった希望的観測みたいな話もございましたが、そういった方がこれまさに本市にいて、やっていただければこれ一番ありがたいと、こう思っているところでございますが、そんな中で、やはりこれ市民のお金を投資する形で預かるわけでございます。これ一口幾らとかという、まだまだこれからも勉強会をやって、皆さんで立ち上げていくんでしょうから、1万とか10万とか50万、100万といった出資の金額を決めてされていくと思っております。

そんな中で、こういう本当に市民を巻き込んだ新しい事業でございますので、成功させていただきたいと、こう私も常々思っておりますが、やはり市民のお金を利用するわけでございますので、太陽光発電装置事業者がまさに信頼ができ、信用がある、間違いのない会社ですよということが持続される企業がこういったものを立ち上げていただければ、これ市民の皆さんが安心して投資できるわけでございますが、本当にこの時代、リーマンショック以降不安定要素が続いております。きのうまで元気だった会社が来年はわからないというような時代、不測の事態にも陥りますので、やはりそういった面は、こういった事業展開には、この中心となる太陽光発電装置設置事業者、ファン

ド会社、そういったものが長期的にこの那須塩原
市で活躍できるんだという信用度の深い企業があら
われてくるのを私も願っておりますし、そうし
ていただければと思っております。

最後になりますが、市民のファンド、まさに市
民との協働による新たな仕組みの事業であります
ので、市民が安心して参加できるよう、十分な説
明と理解を得られるよう、慎重に進めていかれま
すようお願いを申し上げまして、私の本日の質問
を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で柔仁会の会派代表質
問は終了いたしました。

吉 成 伸 一 君

議長（君島一郎君） 次に、公明クラブ代表、27
番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 公明クラブ会派代表質問
を行います。

1、平成25年度市政運営方針について。

昨年12月に行われた衆議院選挙により民主党政
権から自民党と公明党による連立政権へとかわり
ました。自公連立政権の大きな課題の一つがデフ
レからの脱却です。新政権の誕生当初から市場が
反応し、円安・株高へとよい流れを示しています。
新政権への期待のあらわれでもあります。

さて、阿久津市長就任2年目を迎え、行政課題
への取り組みに対し真価が問われる年となります。
以下について伺います。

個性豊かな町への変革を実現するため、変革
の第一歩、変革のスタートラインと位置づけたと
ありますが、個性豊かなまちの具体的な姿をお聞
かせください。

「入るを量りて出ざるを為す」との中国の故
事を挙げて財政運営の考え方を示しましたが、具
体的な計画をお聞かせください。

お願いいたします。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君の質問に
対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 公明クラブ吉成伸一議員
の代表質問にお答えいたします。

まず、平成25年度の市政運営方針についての
個性豊かなまちの具体的な姿についてお答えいた
します。

私は、すべての自治体にそれぞれ個性があり、
本市は他に類のないすぐれた多くの資質を有して
いる市と自負しております。例えば、交通の利便
性あるいは業界をリードするすぐれた技術を誇る
工業、生産性を一層高めることのできる農林業、
自然の恵みをベースとした温泉資源や観光資源、
加えて開拓精神に培われたすぐれた人的資源など、
数え切れないほどのポテンシャルと資質を有して
いる市であると考えております。

公約の中で「個性ある市政の実現」という言葉
を使いました。私は、先ほど申し上げました本市
の持つポテンシャルを引き出し、また資源を活用
した市政運営を行うことにより、県内や近県には
ない市民の皆様が「このまちに生まれてよかった、
このまちに住んでよかった」と実感できるまち、
そういうまちをつくるのが個性豊かなまちだと考
えております。

具体的な姿については、このたび上程いたしま
した平成25年度当初予算に計上した多くの事務事
業が着実に実施されることで実現されるものと考
えております。

財政運営の具体的な計画についてもお答えいた
します。

本市は、合併以来、合併特例債や地方交付税の合併算定替えなど財政的な優遇措置の恩恵を受ける一方、健全な財政運営に努め、より安定した財政基盤を確立してまいりました。このため、東日本大震災以降の非常に厳しい財政運営状況の中においても、財政調整基金の一時的な取り崩しなどにより、喫緊の課題である災害復旧事業、放射能対策事業の実施、また、そのような中においても、数々の政策的事業を実現することが可能であったと考えております。

しかしながら、平成27年度からは地方交付税の優遇措置が遞減を迎えることに加え、少子高齢化による納税人口の減少などにより、これまで以上に歳入確保が困難になることが予想されます。

このような状況において、放射能対策など避けて通ることのできない喫緊の課題や、私の公約に基づく市政の変革を実現していくためには、この故事にあります「入るを量りて」、いわゆる歳入の確実な見込みを立て、これに基づいて事務事業の選択と集中による効率的で効果的な執行「出づるを為す」ことが非常に重要であり、私の財政運営の基本的な考えとして発表しております。

このような考えのもと、市税収納強化など自主財源の確保や国県補助金等の積極的な活用に努め、喫緊の課題である放射能対策事業や防災対策事業の実施、こども医療費の対象年齢拡大などを実施するほか、枠配分予算による経常経費の削減など、確保した財源の中で最大の効果を上げるよう努力してまいります。

また、以前にお示しいたしました中・長期的財政見通しに沿った持続可能な財政基盤の確立と健全財政の運営に努めていきたいと考えております。

議長（君島一郎君） 27番（吉成伸一君） それでは、再質問を行います。

まず初めに、ただいま市長から答弁をいただいた本市の持っているいろんな資源等、人も含めてということでありましたが、ポテンシャルの高さというお話がありました。私も全く同感であります。

ただし、それをどう活用していくかというのが、もちろんこれは行政の最も大切な、また大きな使命の一つだと思うんですが、そこでお伺いをいたしますが、去年の3月に総合計画の後期計画が今後5年ということで、新たに策定を見たわけであります。

その中身を見ると、前期と大きく変わる場所はないわけですね。今回も、この後の主要事業の中で、それぞれ7つの柱について運営方針の中で述べられているわけでありますが、ここで私がちょっと気になったのは、市長の公約の「個性ある市政の実現」「個性豊かなまち」、そのように非常に強調されているということを見ると、果たして総合計画後期計画と市長の考えるまちづくりとの差異というのは全くないのか、そこについて改めてお聞かせを願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） 後期の総合計画のほうと市長のほうの市政の姿勢に関するのそごりがあるかというような話でございますけれども、その点については、昨年、市長、私も含めまして企画部のほうと、選挙後チェックをしたわけでございますけれども、基本的には、大きな方針では変わっていないだろうと。

そういう意味で、とはいえ、具体的にそごがあるような部分があれば、後期計画も必要に応じて修正していくというようなことを、後期計画を決定するに当たっては一文入れておいたところでございます。

その後、実際に選挙公約に基づいて具体的に各種の政策を実行してきているわけですが、その実行をするに当たっては、必ず後期計画との整合性は見てきているところがございます。今のところは全くそこは出ていないということで、大きな方向性は引き続き維持していきたいと。

ただ、今後、具体的に市長の意向を受けて何らかの形の政策を実現しようとしたときに、仮に後期計画がずれているというような部分があれば、そこは見直しをして、議会のほうにもお諮りしたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 大きなそご、差はないというお話でした。そんな中で、前期と後期の中で比較すると、7つの施策の部分でいえば多少の違いはあったわけですね。

例えばですけど、1の自然との共生のまちづくりが4施策だったものが5施策に変わっていますし、それから、快適で潤いのあるまちづくりでは追加修正ということで1施策の移動もありました。また、5番の活力を創造するまちづくりでも、1施策の追加があったわけですね。7については移動していますので数としては同じですけども、それらは今、副市長が答弁された、市長の考えのもとに変更されたという理解でよろしいのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 前期計画と後期計画の改定の違い等につきましては、後期計画を策定するに当たって住民ニーズ、その他もろもろの検討を加えた中で、後期計画においては前期計画の組み立てと若干変えたというところがございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今の部長答弁は、市長の考えを入れたという部分も含まれているという理解でよろしいんですね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） そういうふうなことでご理解いただいて結構です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、に移ります。

今回示された財政運営の考え方ということで中国の故事を例に挙げながら、先ほどの答弁のようなお話をいただいたわけですが、これは昨年の3月の代表質問の中でも私触れたんですけど、やはり健全な財政運営を行っていく指標として何をということで、最後に先ほど市長が述べられました中・長期財政見通し、これを柱に据えて行っていますよということであったわけですね。これを見ると、シナリオ3パターンということで示されているわけですね。

その中で、中間シナリオに沿って進めるというのが基本的な考えだということ昨年示されていたわけですが、今回数字を見ると、放射能対策事業というのがほんと来ていますので、これに関しては自主財源というのはわずかですので、多くは当然国からの補助で賄われるということになっていますので、その部分を引くと、総額として410億ぐらいのものになると思うんですが、そうするとこれは、どちらかというと積極投資型のシナリオに近いんじゃないかと私は感じたんですが、その点はいかがでしょう。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 基本的にシナリオ、先ほど議員がおっしゃいましたように3パターンあるわけがございます。市の基本的な考え方として

は、昨年申し上げましたように、中間型のシナリオということで進めております。見た目でも積極的に見えるかもしれませんが、この基本的なスタンス、中間型シナリオでいくという考え方は踏襲しております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） そうすると、一般会計の総額、それから特に気になるのは市債の発行高となるわけですが、その2つを見ると、中間型とはちょっと思えない数字だなという私は気がするんですが、当然それらのシミュレーションをしながら今回の予算立てというのはしているわけですよ。そうすると、間違いなくこれは積極型に近いけど中間型のシナリオだという理解でよろしいわけですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） そういう理解で結構でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 多少、私の理解とはちょっとの差があるような気はいたしますが、そうであれば、当然わざわざこの「入るを量りて出ずるをなす」という、先々まで考えた入るものと出るもの、計画を立てるということで故事を用いたわけですから、中・長期財政見通しを簡単に変えるということはありませんかと思うんですね。当然、中間型のシナリオで進んでいるんだということであれば、それはそれでわかりました。

また、先ほどの答弁の中にありましたが、その事務事業の選択と集中、入るものが決まってくるわけですから、それに対してしっかりと事務事業を選択して集中させるということでもありますけど、改めてお伺いしたいのは、この事務事業の集中と選択ということでは、やはり物差しとなるものは

行政評価システムが大いに関係してくると思うんです。

それで、これは平成24年度の事務事業評価システムの中で対象になった事業として192件、そのうち有効性見直しに余地があるという事業が112件、それから公平性に見直す余地があるという事業が7件、そのほかにも効率性に見直しの余地があるという事業で34件とこうなっているわけですが、これらについては今回の予算の中でどのように生かされてきたのか。大まかで結構ですので、お話をいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 当然、行政評価システムというものを実施しているわけでございますので、それに基づいた予算編成というものが考えられます。そういった中で、各部課におきましては、それらのシステムの評価等を行った上で予算要求を行うと。それらに基づいて、当然実施計画というものが大きなベースになってまいりますので、それらを勘案しながら予算づけをしたという状況でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 何か一つでも結構ですので、具体的に、この事業についてこのような見直しをして、このような予算づけになったというようなものがあれば、お示ししていただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 大変申しわけございません。いろいろ事業としてはあるわけでございますけれども、そういう中でも市民生活、住環境の整備という位置づけで再生可能エネルギーの推進事業等はそれに当たるのかなという認識は持って

おります。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 了解をいたしました。

この項の最後に、今回、市長が中国の故事「入るを量りて出ざるを為す」ということで運営方針の中で述べられたわけですが、日本では財政再建ということでは、江戸時代の上杉鷹山が非常に有名なわけですが、市長がこの故事を用いた最大の理由をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 「入るを量りて出ざるを領す」、これ私、言葉として覚えていて、記者会見の席でしゃべってから詳しく調べてみました。言葉を知っていたと。調べてみたら、礼記ですか、中国の故事の一節で、日本では米沢藩の上杉鷹山が、相当時代がたってから藩財政の建て直しということで、盛んにこの言葉に基づいて財政の建て直しを図ってきたと、こういうものがとっさに頭に浮かんでお話しした内容でございます。

特に、この市の財政についても健全な財政を維持しているかというのは常に頭にあることでありますが、具体的に一つか二つ挙げて申し上げると、やっぱりみずからの給与カット、こういうものも別に積極的に入るをはかったわけではありませんが、これらについては相当のお金が、結果として市の歳入に組み込まれている。

あるいは市の各種の契約に当たりまして、一つの契約で、例えば公平と思われる競争入札を導入したことで、昨年の暮れには一つの入札で5年間の委託ですけど15億5,000万浮いたと。これ1年に直すと3億1,000万、こういうのも浮いた計算になっておりますし、あるいは間接的ですけども、消防本部合併、これらについても相当の金額が合併することによって浮いてくると、こういう

ことは積極的に入るをはかったということではありませんが、結果としてはお金を相当浮かしてきたということにつながっております。

そういう意味で、これからも、また吉成議員の後の質問でも、どういうところでどんな工夫をしたかというのを若干触れたいと思いますが、現在までは、できるだけ入るをはかる方向、出るを領すという言葉の中には、非常に細かいですけども、子どもたちの医療であるとか、あるいは小さいことでは、保育園に全部エアコンを入れようと、お昼寝ができない。こういうのも小さいことですけども、やらせていただきますし、あるいは厚生省の認可外になっている水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、これらについても相当の補助をしてやっていただく、これは医師会の協力ができないものでしたから、協議がまとまった順にそういうものをさせていただいております。

ここに紙があるんであれですけど、あんまり詳しくお話しても繰り返しになりますので、そんな大きな方針のもとに、そして、できれば常に比較対象して見ているのは、全国の類似市と本市がどこで違っているか、どこで長所があるか、どこが弱いのか、こういうところを常に43の市と比較対象しながら、もう絶対健全な財政を築くと、こういう決意の中で日々精進させていただいております。

こんな答弁で答弁になったかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） この故事を通した市長の思いが、こんな答弁と言われましたけど、しっかり伝わりました。了解をいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

2、平成25年度の主要事業について。

第1次那須塩原市総合計画の後期計画の基本政

策である7つの柱の「自然と共生するまちづくり」から「創意と協働によるまちづくり」より伺います。

市民ファンドによる太陽光発電事業のメリット、デメリットについて伺います。

「快適で潤いのあるまちづくり」の中で、防災士養成事業が予算化されました。防災士の活用について伺います。

デマンド交通の導入については、ゆ～バスとの連携により運行されますが、これらの利用者と経費の比較はどうか。また、高齢者外出支援タクシー料金助成事業の廃止が発表されましたが、本市の考え方を伺います。

「健やかに安心して暮らせるまちづくり」の中では、こども医療費助成の拡大、新たな3種類の予防接種の実施、不妊治療費助成額の拡大、それぞれの考えを伺うとともに、不育症治療の助成の考え方を伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 市民ファンドによる太陽光発電事業のメリットとデメリットについてお答えいたします。

事業は、設置事業を行う市民、設置を希望する市民、事業に出資する市民の3者が参画・協力し、そこに市が支援を行うことで成り立つ事業だと思っています。

メリットとしては、太陽光発電装置の設置資金が調達できない市民でも装置の設置ができること、借家等の利用により、物理的に設置をできない市民が投資という形で再生可能エネルギーの創出に参加できること、また、設置事業者は新しい形態で事業展開ができること、市民がそれぞれの立場で再生可能エネルギーの創出と利活用について、その必要性について認識を深めることができるこ

と、普及事業としての仕組みが構築できること、こういうことがメリットにあると思います。

一方、デメリットとしては、装置の設置希望に対し、それに見合った出資を集めなければならないこと、品質にすぐれた装置を安価に調達しなければならないことなど、事業経営に当たってはさまざまな工夫が当然必要になってまいります。

また、の防災士の活用ですが、平成25年度の新規事業として実施を予定しております防災士養成事業については、災害に強いまちづくりを進める上で必要不可欠である地域防災力の向上を目指し、市民を対象として防災士を養成し、地域における防災リーダーの育成を推進するために行う事業であります。

このため、まずは地域防災のかなめとなる自主防災組織の結成を促進し、この中から防災士を養成した上で、防災意識の高揚を図るとともに、地域における防災訓練や防災研修あるいは災害時の被害拡大の軽減や、被災者支援の活動において習得した知識を十分に発揮し、率先して防災活動に取り組んでいただくことを期待している事業であります。

ゆ～バスのこれまでの利用者と経費の比較はどうかということについてもお答えいたします。

平成24年度の利用者総数は13万3,000人、前年比で5,300人、4.2%の増を見込んでおり、当初から比べると路線全体としては伸びていますが、経費については、総事業費8,338万7,000円、料金収入が2,199万4,000円で、収支比率で26.4%、市の補助額が6,139万3,000円で、補助率では73.6%と見込んでおり、おおむね事業としては横ばい傾向となっております。

しかしながら、路線ごとに見ると利用者が著しく少なく、今後においても増加を見込むことが困難な路線があり、ゆ～バスの将来にわたった持続

可能な運行の確保、並びに利用率の低い路線、沿線の市民の交通手段の確保を図るため見直しを行ってきました。その結果、ゆ～バス路線の一部をデマンド交通に置きかえ、それによって余裕のできたバス車両を市街地に配置し、新路線を導入するとともに、鉄道、民間バス、タクシー事業など他の公共交通事業との連絡を改善することにより、利便性の向上を図ることといたしております。

加えて、これまでの公共交通の空白地域にデマンド路線を新設し、郊外における利便性の向上を図る予定でもあります。

なお、デマンド交通については、定時定路線の運行を考えております。

今後、具体的な運行経路、運行時刻等について那須塩原市地域公共交通会議に諮り、2年間の試行期間として、10月1日に運行を開始いたします。

試行期間については市民のご意見、利用状況等を勘案して柔軟に見直しを行い、よりよいシステムに育てていきたいと考えております。

ゆ～バスとデマンド交通をあわせた半年間の全体計画では、利用者数10万5,600人、事業費9,034万8,000円、市の補助金は6,427万1,000円を見込んでおり、市の負担分についてはデマンド料金設定によって変更する場合もあると見通しております。

次に、高齢者外出支援タクシー料金助成事業の廃止の考えにつきましては、高齢者人口の増加に鑑み、現行制度では、財源の確保とともに、多額の財源を投入することに市民の賛同を得ることが難しい状況であり、これまでタクシー券を利用しにくかった地域の高齢者に対する足の確保を含め、従来のゆ～バスにデマンド交通を加えた新しい公共交通システムを契機に見直しを行おうというものであります。

こども医療費助成の拡大、新たな3種の予防接

種の実施、不妊治療費の助成額の拡大についての考え方と、不育症治療の助成についてお答えいたします。

まず、こども医療費助成制度の拡大につきましては、先ほど柔仁会、中村芳隆議員にお答えいたしましたとおり、市単独事業として助成対象年齢を12歳から18歳までに拡大することで子育て支援の充実を図るものです。

新たに予防接種の実施につきましては、子ども感染症の罹患と重症化を予防するため、国が広く接種を促進することが望ましいとして定期化を検討している予防接種のうち、平成25年度の実施が見込まれない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎の接種費用の一部を助成し、接種率の向上を図ってまいりたいと思います。

次に、不妊治療費助成額の拡大については、高額な不妊治療費の助成額の上限を20万円から30万円に引き上げることで、安心して治療を受けられる環境を整備し、少子化対策の推進を図ってまいります。

不育症治療の助成についてですが、不育症治療は、原因がはっきりしているものは保険適用となり、保険適用外については原因が不明で、効果的な治療法が確立されていないケースが多いことから、現在のところ市として公費助成を行う考えはありません。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、昼食のため、休憩といたします。

午後1時に会議を開会いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、初めに市民ファンド、太陽光発電事業のメリット、デメリットということで答弁をいただきました。この件に関しましては、先ほどの中村議員の会派代表質問の中でかなり触れていましたので、大まかわかったわけですけど、今回のこの市民ファンドに関して、参考にした事例はあるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 最も参考にしたところは長野県飯田市の「おひさまファンド0円システム」というのがありますので、そちらのほうを参考にさせていただきました。

それとあと、今年度になってから京都市等でもこのようなシステムが始まったというようなことで、その辺も若干参考にさせていただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 日本発のファンドということで、現在の名前は「南信州おひさまファンド」ということで長野県飯田市は行っているわけですね。これを私もちょうと調べてみましたが、今回全協で示された「本市の市民ファンドの活用に関する」とこのイメージと比べると、同じものではないので比べるのはちょっと難しい気はするんですけど、やり方はちょっと違うような気がするんです。一番のこの違いというのはどこにあるかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 長野県のおひさまファンドについては、設置事業者というふうに私

どもが今名前をつけているところと、ファンドを組成する会社とが表裏一体の会社になって連動して動いているというところが最も違うのかなと。

ファンド会社を一から設立するということになると、金融業になりますので相当垣根が高いということで、そのものについては今回直接触れることなく、事業体がどのような形でファンド会社と契約するか、もしくは自分でつくっても構わないわけですが、その辺のところを事業者のほうに任せるといえるか、そんなようなところが一番違うところかというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） やはりおひさまファンドの場合には歴史がありますよね。きのうきょうできたところではないと。国のほうのモデル事業としてスタートしたという経緯もありますから、そういった部分でいけば、今回のこのファンドに関しても株式会社を立ち上げていますけれども、それぞれが今までかかわってきた人たちが一つのファンド会社をつくっているという部分でも相当の差があると思うんですが、それだけ成熟したというところまでは行っていないでしょうけれども、ただ、そこでの実際の業績を見ると、結構本当に厳しいんだなというのを感じるんです。

例えば、出資金の部分でいくと、これは3月現在ということで、1日ということを出ていましたけど、このおひさまファンドに関して言えば3億2,880万円、出資者の総数が353人ということになっています。決して多い数ではないなという気がします。

それから、最もデータとしてこんなものなのと思ったのが、実際に個人住宅、ゼロ円でつけられるということになっていますけれども、93カ所なんです、93戸という表現が正しいんですかね。こ

れらを見ると、本当に難しいんだなという気がするんですが、それらについてはどのように受けとめていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 確かに、実際飯田において「0円システム」で太陽光発電装置を設置した民家の数というのは非常に少ないと。飯田市でも、そのほかに補助制度による普及というのを図っているというようなふうにも聞いております。

那須塩原市においてもいろいろ調べてまいりますと、やはり普及促進だけを図るのであれば補助金制度のほうが手っとり早いというようなことは言えるのかと思います。

ただ、この制度をあえて導入しようというふうにした一番大きな理由といたしましては、再生可能エネルギーを地元で地産地消といえますか、そういったような思想を広めるという、そういうことで市民全体が勉強して、そういう意識を高めるというような一つの手段でもあります。

それともう一つ、市内でお金が回る仕組みだというような、市民のお金が市民の屋根に太陽光発電を設置して、その際にかかわる工事とか、そういった事業者も市民の中から出てくるというようなことで、実際にこれまでは東電から買っていた電気エネルギー、お金がそっちに流れていったものが、市内で回っていくと。そういったような一つのモデルになるのではないかと。

今後、民家の太陽光発電だけではなくて、その他の再生可能エネルギーでも、市民の中からいろいろなアイデアが出てきたときには、このような仕組みを利用して発展させていくという一つのビジネスモデルになるのではないかと、そんなようなことを考えて、太陽光発電の普及促進だけとい

うことではなく、そういったような観点からこの事業を導入したいというふう考えたわけです。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 私自身は大いに当然この事業自体は期待を寄せております。ですから、ぜひとも市民の皆さんに啓発啓蒙を行って、多くの方々、もちろん市内だけじゃない対象になりますが、多くの方に賛同を得られる事業になってくれればなとは思っています。

あわせて総合計画では、28年度までにということで、太陽光発電システムを全体としては1,500軒程度ふやしていきたいという計画が立っているわけですね。そうすると、先ほど中村議員の質問にもありましたけど、補助金のほうも合わせてことしの予算額はついているわけですけど、それは十分に達成できるという考えなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） そのように考えております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ぜひとも成功裏に進むことを期待を申し上げまして、次に移ります。

続いては、防災士養成事業について再質問を行います。

この件に関しましては、以前、同僚であります平山啓子議員も質問をしておりました。当時質問したときから見ると、既に全国的にはかなりのこの養成講座を受けて防災士の承認を受けた方々がふえてきているという現状があります。

先ほど市長答弁の中で、今回は自主防の中で中心的な人、会長等を務めている方がまずはなっただけというふうな考えが示されたわけでありまして、実際に自主防災組織が立ち上がってな

い地域も、残念ながらうちのほうもそうなんですけど、その一つなわけですけど、逆に、そういった地域の方々の中でリーダー的な存在の方に防災士になっていただいて、そこから今度は自主防災組織が立ち上がっていくということのほうが、私はいいような気がするんですが、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 議員がおっしゃったように、まず防災士を養成してから自主防組織の結成というのも一つの選択肢ではあるかというふうには思います。ただ、初めての試みでもございませし、特に地域の防災力の向上という観点からいたしまして、市といたしまして、防災士の養成とあわせて自主防災組織の結成促進というのには十分力を入れてまいりたいというふうには考えてはおります。

今回予算の中では、自主防災組織からご推薦をいただいた方をということで計画をしております。先ほど出ましたご意見等については、十分参考にさせていただければと思っております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今回の予算枠では、全協の中でも示されましたけど90人分ということになっているわけですね。ですから、これはこれでスタートとしては決して悪いことではないとは思っているんですけど、やはり防災士という役割を考えた場合には、自主防災組織、それからその立ち上がっていない自治会、そしてもう一つ、学校の先生なんか絶対この養成講座を受けていただいて、仮に災害があったような場合には十分先生方がその役割を果たせるんじゃないかと思うんです。そういった観点からはどのようにお考えを持っていらっしゃるでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 今回90人をとっておりますけれども、内訳としましては、自主防災組織が80人、それと市の職員を10人ほど予定しております。

今回、教職員というものは含まれてはおりませんが、教職員の防災士の取得については、今後、教育委員会とも詰めてまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 全国で、1月末現在で5万9,741名の防災士の方が認証を受けているというデータが出ております。ぜひ今後も、この地域の災害時の活動の地域でのリーダーとして大きな役割を果たす防災士の養成を進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、ゆ～バス、それからデマンド交通に関しての再質問を行います。

これらについても、先ほど答弁いただきましたので大まかわかってはいますが、この中で、今回ゆ～バスと、それからデマンドタクシーということになりますけど、7台運用を始めるということではありますが、先ほど市長のほうから、経費、それから10万人を超える方の利用があるだろうというご説明をいただきました。

ただ、今まで利用された方、最初に答弁いただいたところでも言われていましたけれども、13万人強の方がゆ～バスは利用されていたということですね。そうすると、差し引きで3万人近くの方が、表現がちょっと的確かどうかはわかりませんが、足がなくなる可能性があるわけですね。それらについての検討というのはなされたんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 現在、ゆ～バス利用者が13万人ということで、先ほど市長の答弁の中でゆ～バス、デマンド合わせて半年間ということでお答えしていると思うんですね。25年度10月からの予定ですので、半年間ということでちょっと紛らわしいご答弁で申しわけなかったですが、1年間にすると、単純に20万人、季節にもよりますが、かなりこれ強気な増加を見込んでおります、逆に。ですから、できる限り市民の皆さんに利用をしていただきたいというような啓発の強化も含めた上での数字ということで捉えていただければというふうに思います。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ちょっと私があればですね、半年というのを聞き逃してしまったということですね、じゃわかりました。20万ということであれば、当然今までのゆ～バスよりも利用される方はふえるだろうという予想をされているということですね。

今回、下野新聞が連載で、現在も連載されていますが、その中で、デマンド交通に関する特集がずっと載っておりました。その中では、我々が、まだ当市においては導入されていないことなので非常に期待が大きかったということもあるのかも知れませんが、他市の状況を見ると非常に、利用者に関して言うと思ったほどの伸びがないというような記事が載っているわけですね。

かなり綿密な取材を通してのあぁいった記事ですから、決してそこには、そんなに誤差はないんだろうと思うんですが、あれらの記事を通して、執行部としてはどのような受けとめ方をされたんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） デマンドのシステムについては、新聞の記事もそうですけれども、何年もかけて私どもでもいろいろな市町村を視察に行ったり、資料をいただいたりして研究してまいりました。確かになかなかうまくいっているところというのは少ないと。

デマンドというと、どうしてもドア・ツー・ドアのイメージが多分皆さん先に来るんだと思うんですが、今回考えておりますのは、ゆ～バスの路線をデマンドに変えるというようなことで、実際、ゆ～バス全体としてはふえているんですが、路線によってふえているところと、ほとんどふえない、むしろ減っているところと分かれてきております。

それで、減っているところも大きい人数で減っているんじゃないかと、最初から1日の乗車人数が1人とか2人のところが減っているみたいな感じで、実際、乗客が毎日ないわけじゃないので、そこをなくするわけにもいかない。ただし、バスである必要はないのではないのかと。

だから小さい車両で、なおかつ移動のない時間帯は走らないという、需要があった時間帯のみ運行するという意味でのデマンドというようなことで置きかえていきたい。そこで浮いたバスを需要の多い市街地区域で充実させることで、むしろバスのほうの利便性の向上、できる限り市内の移動についてはバスを利用していただきたいと。

それと、ほかの交通機関とのうまい使い方というのを、市民の皆さんそれぞれ工夫していただいて、行きたいところに行けるような形を構築できていければというようなことで、今回の再編をさせていただいたということです。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 私、期待しておりますので、ぜひ利用客の増加を見るような事業になって

ほしいなと思います。

それにあわせて、先ほど答弁をいただいた高齢者の外出タクシー券に関してなんですが、先ほど市長の答弁の中に、中にはこのタクシー券に対して賛同が得にくいと、賛同していない方もかなり多いんだというような答弁があったわけですね。私の認識とちょっと違うんですが、その再確認をさせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 高齢者外出支援タクシー料金の助成にかかわりまして、先ほど市長が答弁した中で、現行制度では財源の確保とともに、多額の財源を投入することに市民の賛同を得ることは難しい状況にあるというふうな答弁をさせていただきました。

それにつきましては、この制度を始めて、それから平成22年に見直しをした中で、いろんな声をいただいておりますが、特に市街地周辺といたしますか、市街地から遠く離れた地域にお住まいの方々につきましては利用がしづらいと、初乗り料金の助成ということでございますので。

ただ、最初のこの制度の目的が、あくまでも介護予防だと。閉じこもり防止ということで、とにかく外出をしてくださいよというふうな形で始まった中で、地域によってはそういうふうな声が出ていると。これは地区の民生委員協議会の中でも、そのような声をいただいていたということでございます。

それと、もう一つは、先ほど言いましたように、介護予防ですので、足が悪いとか、そういうことではなくて、とにかく外出をしてくださいよということで、その利用目的については問わないというふうなこともございまして、そのような意味で賛同されていない声もありますというふうな意味

での答弁でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 初期の目的と変わってきたり、そういった利用の仕方をされている方もいると。ただ、それでもやはりこの恩恵を受けている方々というのはたくさんいらっしゃるわけですよ。実際に数字を見ても、交付者の数も2,600人からいますし、それから利用枚数についても8万弱ぐらい利用されているわけですから。そういったことを考えると、やはり一挙にこの事業をなくしてしまうというのには少し無理があるんじゃないかと思うんです。

先ほど市長が言われました、市政運営方針の中にある「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」というこの言葉を捉えれば、やはり高齢者に優しいまちであることがこのことにつながるんだろうと思うんです。ですから、ぜひともこの制度に関しては丁寧な見直しを私はさせていただきたいと、そのように要望させていただきます。

次の、こども医療費助成の拡大から新たな3種類の予防接種の実施、それから不妊治療の助成の拡大、不育症治療の助成についてに関しまして、まず、こども医療制度に関しては、先ほど中村委員の質問でもありましたので、よくわかりました。

ただ、1点気になるのは、12歳から18歳に今回延長されるということで、大変に私もこれは評価をしております。ただちょっとお伺いしたいのは、2,000円の一部自己負担、この理由をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 今、議員がおっしゃいましたように、今回一部自己負担ですね、1カ月2,000円というふうに設定をさせていただきました。それまでにつきましては、ほかの市町村

もそうですけれども500円という形で実施をされてきました。

この2,000円の考え方でございますけれども、まずは市の単独事業でありますよということで、今までの那須塩原市の小学生までの制度につきましては、県の補助ということで2分の1の補助事業という形でございました。

今回市が実施をするに当たりまして、市の負担が2分の1という形で、同じような2分の1の補助事業というふうな捉え方をさせていただきました。その中で、小学校6年生の23年度の実績をもとに、全部その内容を一件一件積み上げさせていただきました。その中で、その自己負担を2,000円と設定させていただくことになりまして、ちょうど市の負担率が49%ぐらいということで、市民と市で2分の1というふうな考え方ということで2,000円の線が出てきたと。

それと、もう一つの考え方は、現在実施をしています小学生までの助成の内容を見ますと、それが年齢が進むにつれまして、やはり先ほどのお話じゃないですけれども、金額が大きくなったときに病院に行かれています。

特に今回見直しをさせていただいた中学生、高校生となりますと、やはり親御さんの一番心配は、けが等をした場合、そうなりますとレントゲン等を撮るということで、初診も含めて2,000円、3,000円、4,000円とかかかってしまうと。その辺の声にお応えするということもありまして、2,000円というふうな考え方でスタートをさせていただいたということでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 了解をいたしました。

続きまして、ワクチンのほうに移りますが、今回、予防接種法の改正があったわけですけど、その中で子宮頸がん、ヒブ、それから小児用肺炎球

菌のワクチンについては、もうこれは完全に国のほうで地方交付税措置をするということに決定をしたわけです。

先ほど市長が言われた水痘、おたふく、それからB型肝炎、これに関しては一部市のほうの助成を行うということですが、一部助成の内容をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 国のほうで検討されている経過については、今、議員がおっしゃったとおりです。

今回の水痘、おたふくかぜ、B型肝炎につきましても定期接種化の話がございましたけれども、25年度は見送られると。そのようなことから、私どもでそれに対応しようという形にさせていただきました。

1つには、先ほどの子ども医療費の設定を2,000円とさせていただいた中で、それで高校生まで対応させていただくと。そうしますと、500円でやっていた場合には、その倍ぐらいの予算がかかると、それを2,000円と設定させていただく中で、この予防接種、それから不妊治療についてもトータルで対応していこうということで、子育ての支援というふうな考え方でございます。

具体的に、この水痘、おたふくかぜ、B型肝炎の助成の内容でございますけれども、それぞれ費用の2分の1助成ということで考えております。これはほかの市町村、先行でやられている市町村もすべて2分の1と。それから今まで市が任意で実施してきた予防接種についても2分の1という形でございます。

それと、実施方法につきましては、市内の医療機関での個別接種という形で対応をさせていただ

きたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） よくわかりました。

そうすると、こども医療費助成制度がここにも大きくかかわっているんだということですね。それによって不妊治療も、今まで年間20万のものを30万に引き上げましたということで、全体的な子育て支援を進めていくという理解でよろしいということですね。了解いたしました。

最後に、不育症の治療に関しては今回見送ったというお話があったわけですが、これは以前も平山啓子議員も質問しているわけですが、残念ながら、これは全国に140万人ぐらいの患者さんがいると。毎年3万人ぐらいずつ患者の数もふえているということであります。

今議会においては栃木市がこの不育症に関しては助成を始めますよと、4月から始めますよという新聞報道がありました。これは要望になりますが、ぜひ今後、検討課題の一つとして検討していただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、3、放射能対策について。

3.11東日本大震災から2年が過ぎようとしています。震災からの復旧・復興は迅速に進んでいるとは思えません。本市の最大の課題である放射能汚染からの再生について伺います。

これまで実施してきた放射能対策事業の検証を行ってきたのでしょうか。あわせて新年度の事業の考え方も伺います。

低線量メニューによる住宅除染の結果は出ているのでしょうか。除染効果が余り出なかった住宅についての今後の対応は考えられるのか伺います。

健康検査の結果等の管理ができる健康手帳等の交付の考えを伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 放射能対策で、これまで実施してきた放射能対策事業の検証について、新年度事業の考え方についてですが、市がこれまでに実施した放射能対策事業のうち、除染事業として実施した小中学校や保育園等の表土除去において、平均で小中学校が74.2%、保育園が56.1%の低減効果が確認されております。また、住宅除染については、除染に先立ち試験施工を行い、これに基づく有効な工法等について検討し、除染を開始いたしております。

経済対策として実施したキャッシュバックキャンペーンにおいては、成果の検証を行うためにアンケート調査を実施し、塩原温泉の宿泊者の6割、板室温泉の宿泊者の5割がキャッシュバックがあるので宿泊したと答えるなど、期待どおりの効果があったと考えております。

食品の放射性物質簡易検査では、プロジェクトチームにおいて課題の検証を行い、検査時間や検出下限値及び測定機器設置箇所の見直し等を行い、市民の利便性の向上に努めております。

健康対策事業として、ガラスバッジによる外部被曝測定においては、専門家による評価をもとに保護者説明会を実施するなど、事業効果を確認しながら進めているところであります。

さらに、市内317カ所の空間放射線量の定点調査における平均測定値は、平成23年9月が0.45 μ Svであったものが、平成25年2月で0.25 μ Svという状況になっております。

新年度の事業の考え方についてであります。まずは平成24年度に引き続き住宅や公共施設の除染を最優先させ、完了させる考えです。

次に、低線量メニューによる住宅除染の効果は出ているのか、除染効果が余り出なかった住宅の

今後の対応についてですが、除染効果については、放射性物質を取り除くことにより放射性物質が減少していることはあっても、空間放射線量の低減については、そのバックグラウンドの影響も関係してくるから、効果が一律とはならない場合もあります。一方で、マイクロホットスポット除染などによって放射性物質の除去が行われ、被曝のリスクが軽減されることも重要であります。

除染効果が余り出なかった住宅の今後の対応については、環境省において、その効果等を評価することになります。技術的に除染効果がより見込まれる場合には補助金の対象とすることができることから、個別の協議となります。

3番目の健康手帳の関係ですが、昨年12月の議会定例会において山本はるひ議員、平山啓子議員にお答えしたとおり、ホールボディカウンター検査、母乳及び尿の放射性物質検査等の検査結果については、がん検診や予防接種の実施状況を個人ごとに管理する健康管理システムに記録することで継続して管理したいと考えております。

健康手帳の配布の予定は、今のところございません。

なお、検査記録の発行を希望する方に随時対応できるよう、システムの改修を現在進めております。

以上で第1回の答弁にかえます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、これも中村議員に答弁されていましたが、住宅除染に関してですが、住宅除染に関して言うと、現在終了したのが103戸ということでありました。これは当初の見込みからいけば少ない数だというようなお話でしたけど、実際に測定調査を終了して、実際に除染作業に入るまでがちょっと長いような気がするんですが、その辺はどうとらえていますか。日

にちが長いという意味です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 実際、測定から除染に入るまでの期間が長くなっているということは事実でございます。その主な原因といたしましては、市民の皆さんにより丁寧な説明をということにまず心がけております。

そういったことで、先ほども答弁しましたけれども、少なくとも3回はその市民の皆さんと日程の調整をした上で除染に入るという形になりますので、当初予定をしておいた日程が降雪によってまた延びるとか、そういったのが現実として出てきております。

そういうようなことで、測定と、あと、どの場所をどの手法で除染するかをあらゆるような図面も作成をしております。そういった図面の確認、これについても実際にその個人のお宅と調整をかけながら実施をしておるというような状況でございます。

そのようなことで、それらにかなりの時間を要しているということから、除染そのものに入るのに時間がかかってしまっているという現状でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） あと確認をしておきたいんですが、これも先ほどの答弁にあったんですけど、実際に調査が終了したのが5地区の中では2,652、先ほど言った103ということですね。2,652がすべて実際に除染するかどうかというのは、また別な問題になるんでしょうが、もうこれらについては間違いなくこの3月いっぱいまで除染が終了するのか。それから、マイクロスポットのほうに関しましても244、そのうち終了が166と、こちらをあわせて3月末には終了できるのかお伺

いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 現在、鋭意努力をしているところでございますけれども、すべての住宅について3月までに完了ということは難しいと思っております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ということは、日にち的には少し過ぎてしまっても、当然やっていくということなわけでありますよね。私のところにも測定に入っていただいて、いつ来るのか全くわからないんですが、測定された方に関して言えば、早く来ないかなという思いだと思いますので、それぞれやっている方々は大変な思いをされているというのはよくわかっているんですが、少しでも早く除染が進むことを願っております。

次に移りますが、先ほどの除染効果があらわれなかったと。しかし、環境省においてその効果の評価をして、技術的には除染効果が上がるであろうと見込まれた場合には再度除染を行うということなんですが、これももう少し詳しく聞かせていただきたいんですが。

そうすると低線量メニューであっても、効果がなくても、また低線量メニューでやっても下がる可能性があるというのがどういうことなのかよくわからないんですが、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 現実問題でありますけれども、表土除去を行ったところの効果というものには実際に明確にあらわれております。補助メニューのみを行ったということでございますけれども、低減率にしますと4%から18%というような状況でございます。まだこれはごく一部の終わっ

たところだけの調査でございますので、平均ではまだ出ておりません。

そういった中で、当然低線量メニューで実施をしたもので効果があらわれないというものを環境省のほうに話をしまして、そのほかにどういうふうなものを新たに取り入れることができるかというものについての個別協議というような形になります。

具体的にどういった補助メニューがあるかというものは、まだ詳細にはわかっておりませんが、効果があらわれなかった場合の今後のあり方について、今後、環境省と協議をしていくというものでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） わかりました。

それでは、最後の項目ですが、健康手帳の交付についてということで、これは既に質問もされていて、今のところそういった考えはないということではありますが、私は、母子手帳のように、やはり健康手帳というのは実際に配布をすれば使いやすいものだと思いますので、これは要望として申し述べておきます。

それでは、続きまして4の防災・減災の事業について質問をいたします。

昨年末に起きた中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故でも指摘されたように、社会資本の補修・補強の必要性が叫ばれています。新年度では公園設置長寿命化計画を策定するとありますが、以下について伺います。

国は、平成24年度補正予算を13兆1,000億円計上しました。その中には、地方自治体の社会インフラの老朽化対策を促すため、使い道を防災関係に絞った防災安全交付金を盛り込んでいます。本市の考えを伺います。

道路・橋・トンネルなどの本市の老朽化対策

としての長寿命化計画を伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 初めに、公園施設長寿命化計画における防災安全交付金の本市の考え方についてお答えいたします。

国において平成25年1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づき、平成24年度補正予算の中で防災安全交付金が設けられました。この交付金は、地方自治体が実施する地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みなどを集中的に国が支援するために設けられたものであります。

今回の国のこの補正予算の神髄というのが防災安全交付金に集約されていると市では受けとめております。

本市としては、インフラ再構築及び生活空間の安全確保を図るため、その命である防災安全交付金で歩道整備や舗装修繕などの事業費として、事業費ベースで9億3,820万円を要望しております。内示額を見ますと7億8,196万円の内示を受けております。

この金額、漠然と聞くとそんなものがどこの市町村にでも来ているのかとお思いでしょうが、これにはもう本当に大変な努力でありまして、特にこの予算を獲得するに当たっては、副市長が過去痛い経験があるということで、12月15日ぐらいから国の要望事業量調査について全神経を傾けてお待ちしております。

その結果として、これから5年間、那須塩原市のいただける補助金は19億7,500万、これ県内断トツでありまして、ことし、平成24年度の内示額も7億8,200万、これも県内では断トツ、大変2着を引き離しての1位ということですが、

この中には庁内を挙げて暮れの大晦日まで取り組んだ内容が十分にありますので、その一端だけここで、後で副市長にも引き続いて、この件にだけご答弁をいただきたいと思っております。

また、都市公園においては、公園施設健全度調査において施設の老朽化が確認され、早急に対応が必要な黒磯公園や、烏ヶ森公園など4カ所の公園の施設更新のための事業費として6,000万円を要望し、満額の6,000万円の内示も受けております。そのほかにも内示を受けたものはございます。

次に、道路・橋・トンネルなどの本市の老朽化対策としての長寿命化計画についてもお答えいたします。

道路は経年劣化や交通量の影響により路面にひび割れやわだちが生じると、安全性や円滑な走行に支障を来すことにもなります。このため、路面の状況を確認しながら維持補修に努めているところではありますが、現在は破損が発生してから対応する対症療法の管理となっております。

今後は、どのような対策を、いつ行うことが適切であるかを考慮した予防保全型の道路管理への転換が必要であることから、将来的には道路の長寿命化修繕計画の策定についても、現在検討してまいりたいと思っております。

次に、橋の老朽化対策として、1、2級市道に係る53橋及び橋長15m以上の35橋の合計88橋について、昨年度実施した安全点検結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画を現在策定しております。この計画については、これまでの事後的管理ではなく、予防保全的管理へ転換することにより、橋梁の長寿命化はもとより、修繕工事費の平準化とコスト縮減を図ることを目的として進めておるものであります。

次に、トンネルの老朽化対策についてもお答えいたします。

本市が管理する道路においては、市道堰場ダム線に延長66mのトンネルが1カ所ございます。このトンネルについては、日常の道路パトロールの中で目視による安全点検を行い、不良箇所の早期発見に努めております。安全確保のため、今後とも適正な管理を行っていきたくと考えております。議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） 先ほど市長のほうから補足の答弁をということでしたので、防災安全交付金の関係について私からも一言ここで申し上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど市長からもありましたが、那須塩原市は総額で7億8,200万ということでございまして、2番目に県内で多い市が4億5,800万ですから、その1.7倍の額をいただいているということでございます。他の市とかですと、実はこの額がゼロの市、それから4,700万といった額の場所もございます。

なぜこのような差が出てきているかといいますと、国の緊急経済対策というもののこの額の決め方というのが、国から事業量調査というものを投げつけてきて、それでどれだけきちんとそこで返したかということが事実上内示額に連動してくるという、そういう仕組みになっておりまして、総選挙が昨年あった後、緊急経済対策をするという話が出たものですから、そういう形をとるのではないかとということで、庁内挙げてそれは準備をしていたということでございます。

実際にメールで、しかも国のほうから係長レベルでおりてきてまして、大体市のほうにも係長ぐらいにしか来ませんので、多くの市ないし町はそれを見落としてしまうということに、そういう仕掛けというと変ですけども、そういうふうになっているということでございます。

我々、那須塩原市のほうがそこを注意

して、気をつけて準備していたというのは、先ほど市長も申し上げていましたけれども、私自身が大阪の高槻市で勤務していたときに、その当時は麻生さんが政権をとっていましたが、同じように緊急経済対策をしまして、高槻市、36万の都市でありますけれども、その当時数千万円しかお金がつかなかったと。一方で、隣の隣の市は人口6万ぐらいなんですけど6億円ぐらいついていた。何でそんなことになったのかということを高槻市のときには相当調べて、実はそういう事業量調査というものをやって、それで決められていたということがわかったものですから、今回はその失敗を踏まえて、必ず同じようなことをするだろうということで準備をしていたら、やはり同様のことがあったということでございます。

なお、これらの費用につきましては、すべて国費負担というふうになると聞いておりますので、そういう意味では市の財政健全化、それから市内の防災安全事業の推進、さらに地元である市内の土木建設関係の業者さん、産業の維持・振興という意味では、それらをすべて両立させることができるのではないかとということで、非常に我々も期待しているところであります。

このような形で、市のほうもきちんと、ある意味、国のやり方を十分に踏まえてタイミングを逃さずに、取れるものはきちんと取っていくと。その上で、取った後はなるべく迅速に執行していくという所存でございます。

これが一応本市の考え方ということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 他市との比較を今していただいて、経緯を伺いました。さすが副市長だなという、そういう思いをいたしました。

その中で、ただいま市長の答弁の中に、今回内示額としての7億8,200万というお話がありましたけど、今後5年間という話があって、それが19億7,000万からですよという話なんですけど、もう既にその5年間というものが内示されたという理解でよろしいんでしょうか。確認をいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） この防災安全交付金については、新たな補助制度というか、補助金ということで、社会資本総合整備交付金の中に設けられたわけですけども、その中では、必要かどうかということで計画を策定して、その計画に見合った補助金をいただくと。市のほうで、先ほど副市長からのお話がありましたように、どの程度、今後そういった防災安全交付金に見合った事業があるかということの洗い出しをして、その中のまとめた結果が、先ほどの5年間でこの程度の事業量があるだろうということでまとめた計画書の内容になっております。

したがって、それに対してどの程度の内示というか、交付金がいただけるか、国費がいただけるかについては、毎年度要望をして、毎年度内示をいただく、交付決定をいただくという形になります。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今の部長の説明で理解をいたしました。

毎年内示は当然あるということですね。ただ、5年間の計画ということでは19億からの予算額ということで示したということになるわけですね。わかりました。

今回のこの防災安全交付金、その根本をなす社会資本整備総合交付金、これは以前の個別だった

ものを一つにまとめて、言うなれば防災・減災、インフラ再整備、その部分に特化した形で使うんですよ。その中でまた、個別の部分でいくと防災安全交付金が特に道路であったり、橋であったり、トンネルであったり、そういったものに使われるんですよという理解でよろしいんですね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 従来からありました社会資本整備総合交付金の中にこういった防災安全交付金というものと、従来からある社会資本整備総合交付金、この2つの制度があります。例えば道路整備の中で、歩道整備で通学路に指定されているようなところについては、こちらの防災安全交付金が対象になりますよと、通常の道路改良の事業については従来からの社会資本整備総合交付金の中で事業を実施するというような形になっております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 言うなれば、その長寿命化を進める事業に使う交付金が今回の防災安全交付金であって、従来型の社会資本整備総合交付金に関しては新設であったり、そういったものに使われる交付金だという理解でよろしいわけですね。

では続きまして、答弁の中でありました橋の長寿命化計画、現在、長寿命化の修繕計画という形で計画がなっていると思いますが、これは実際にはいつぐらいの策定予定になるか。

それと、先ほど市長答弁がありましたけど、今後は道路に関しても長寿命化計画を立てていきたいというお話がありました。これらについても、今後どのような進め方をしていくのかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） まず最初に、橋梁の長寿命化計画でございますけれども、これは今年度内に策定の取りまとめをしたいということで、次の議会にはそれについて提出をさせていただきたいというふうに思っております。

そのほか、道路の長寿命化計画でございますけれども、これらについては、今、国のほうでそういった策定をという話はまだ来ておりませんが、危険箇所の点検、そういったことをして今回のこの防災安全交付金の活用をというふうな指導がありますので、全体的な流れを見ながら、そういった必要性があれば、点検だけではなくて計画にまとめるといったことが必要になった時点で、道路の長寿命化についても策定していく必要があるというふうには考えております。今の時点で、時期的にはちょっと考えておりません。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） コンクリートの耐用年数は約50年とされています。東京オリンピック以降につくられた道路であったり、橋であったり、トンネルであったり、そういったものが数多くあるわけですね。ですから、今回の長寿命化に関しても、それらを踏まえて道路でも公園でも橋でも、そういった計画をつくりながら進めていきたいと思います。今回の交付金も、それに対応する交付金ということですので、今後も的確な検査体制をとっ

て的確な補修・修繕を心がけて進めていただきたいと思います。この項は終わります。

続きまして、5、教育行政について。

これすみません、「い」が抜けておりますので、いを入れてください。

一昨年、大津市で起きたいじめを苦に中学2年生の生徒が自殺をしたニュースが大きく取り上げられました。また、昨年12月には桜宮高校のバスケット部の顧問による体罰を苦にキャプテンが自殺をしてしまう事件が大きな問題となりました。

文部科学省は、いじめ防止対策の一環としてスクールカウンセラーの配置の強化を推進しようとしています。本市の取り組みを伺います。

また、大津市では、いじめ防止条例を制定し4月より施行することが決定いたしました。その条例に対する本市の考えを伺います。

本市の小中学校での体罰の実態調査は行われているのでしょうか。教育委員会として何らかの取り組みは行われてきたのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） まず、いじめ防止への本市の対応についてをお答えいたします。

国は、いじめ相談体制を強化するため、平成24年度補正予算においてスクールカウンセラーが対応する時間を倍増させるための予算を計上しました。また、平成25年度においても、スクールカウンセラーの配置充実のための予算を要求しているところであります。

本市においては、拠点校として対象校を合わせて10中学校すべてと小学校7校にスクールカウンセラーを現在配置しております。県に対してはスクールカウンセラーの増員を要望しているところでもあります。

本市独自の取り組みとしては、児童生徒サポートセンターには4名のカウンセラー（臨床心理士2名と心理判定士1名、作業療法士1名）を配置し、必要に応じて学校、保護者や児童生徒を支援しております。

また、学校における取り組みとしては、児童生徒の悩み相談に対応できるよう、心の教室相談員を小学校8校と中学校5校に配置し、平成25年度においてもさらに小学校2校に配置できるよう予算を計上しております。

次に、大津市のいじめ防止条例についてですが、新聞報道によりますと、条例は去る2月19日議員提案し、即日可決したと伺っております。

大津市に限らず、いじめ防止条例を制定している自治体が見受けられますが、それぞれの市の施策実現のために条例を制定したものと思われる。

なお、本市においては日ごろから未然防止と早期発見・早期対応を目指して各学校と市教育委員会が組織的に対応しており、現時点で条例を制定する考えはありませんが、条例制定による効果について、先進事例の研究は行っていきたいと考えております。

次に、体罰の実態調査についてもお答えいたします。

まず、本市の小中学校での体罰の実態調査ですが、大阪の事件後、本市独自に校長への直接電話による聞き取り調査を実施いたしました。また現在、文部科学省からの体罰に関する実態調査を、児童生徒、保護者及び教職員を対象に実施しております。調査用紙の提出は、各学校からは3月21日までに市教育委員会に提出され、3月28日までに那須教育事務所に報告し、県教育委員会からは4月30日までに文部科学省へ報告される予定となっております。

次に、本市の体罰についての取り組みですが、

実際に本市で体罰が起こった場合の対応については、まず児童生徒及び教職員からの事実確認を行い、状況を確認し、その後家庭訪問をして、保護者や本人に謝罪と説明を行います。また、必要に応じて保護者会を開き、再発の防止と信頼回復に努めていきたいと考えております。

第1回の答弁にします。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、再質問をさせていただきます。

本市におけるいじめの報告というのが現状ふえているのかどうか。

それから、先ほど市長の答弁をいただいて、それぞれスクールカウンセラーに関しては国でも倍増するという事なので予算要望していますよというお話もありました。また、市独自としては、サポートセンターにいるカウンセラーの方4名の方がそれぞれ要望に応じてということもあるんでしょうけど、学校に出向いたり、保護者または児童生徒と直接会うような形でのフォローをしているのかと思うんですが、その活動内容についてもお聞かせを願えればと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、今年度のいじめの認知状況でございますけれども、昨年9月に一度、数につきましてお答えしていた部分はありますが、3回の聞き取りを今年度実施いたしましたところでありまして、2月末日現在、本年度認知したいじめの件数は41件というふうになっております。

多分、9月のときには19件というふうな数を報告させていただいたと思っておりますので、その時点からはふえているというような状況にござい

ます。

それから、スクールカウンセラー、心の相談員、それからサポートセンターのカウンセラー等につきましては、それぞれの所属におきまして勤務する中で、随時、児童生徒あるいは教職員、場合によっては保護者からの相談に対応しているというような状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 残念という表現になってしまうんですけど、前回の報告からすると、2月末で41件ということでふえていると。これは逆に言うと、明確な調査をした結果、いじめであると認められたということなんでしょうか。以前からそういったものがあったものが明確になったというとらえ方でよろしいのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 前にもお話し申し上げたとおり、引き続き学校におきましては、大変神経を使って子どもの状況につきましては把握をさせていただいておりますので、このような数になっていると思われま。

ただ、このうち、現在でもその解消に向けて取り組んでいるものは41件中5件ということでございまして、そのほかの部分につきましては適切な対応の結果、解消に至っているということも申し添えさせていただきたいと、こう思います。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今回の国の方針としてスクールカウンセラーを倍増するというので、しっかりと対応できる大人が配置をされるということはいいことだと思うんですが、例えば、その各学校にスクールカウンセラーの方々が行ったときに、実際に相談を受けるという場所が相談のしや

すい状況にあるのかどうかというのが非常に心配されるんです。

せっかくそういった方々が配置をされても、現実にはなかなか相談しにくい雰囲気であったり、場所がそうなんだとか、そういったことも非常に大切な部分だと思うんですが、それらについては教育長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） おっしゃるとおり、どれだけ人数をふやしても、そこに児童生徒が話しに行くということがなければだめなわけでして、当然のことながら学校におきましては相談室等を整備しております、そこに常駐する中で随時子どもたちからの相談を受ける、あるいは受けやすい環境を、これまでも学校において十分配慮してきているものというふうに思っておりますし、引き続きそれらのことにつきましては十分な対応、配慮をしてみたいと、このように思っております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） いじめに関していえば、本当に全市を挙げて、いじめは絶対してはいけないうんだという啓発運動をしていくことが非常に大切だと思うんですが、特に学校においては、やはり低学年のときからそういった意識づけをしっかりとすることが大切だと思うんです。その辺については、特に低学年に対する対策としては何か行われていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） いじめにつきましては、学年を問わずこれはあってはならないこと、やっ

教育活動を通じて指導しているわけですが、特に直接的な指導場面としましては、道徳の時間等が一番直接的な指導の場面ではありますが、これにつきましては学年の発達段階に応じて適切な教材を用いて、継続的に指導してございまして、意識して特に低学年にということではなく、全学年、どの学年も、大変大事なことです。学校では丁寧な指導が現在も行われているというふうに認識をいたしております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、これはテレビなんかでも取り上げられたことがあるんですけど、足立区の小学校の例なんです。先生だとか、保護者だとか、教育委員会がとか、そうじゃないんですね。意識づけは当然これは先生方が行ったんだとは思いますが、児童みずからとにかくいじめは絶対しちやいけないということで、いじめ撲滅隊、通称辰沼キッズレスキュー、それを訳してT・K・Rというそうですが、子どもたちがみずから、いじめは絶対にしちやいけないということで、そういういじめ撲滅隊を組織したんです。集まった子どもたちは全児童の約4割ということで、180人が最初の結成で集まったという報道がなされました。これはかなり話題になったんですけど、その中でスローガンは「いじめない させない 許さない」となっているんです。

それぞれお昼休みとか、それから休み時間に、隊長であったり、副隊長であったり、班長であったり、何班かに分かれて学校を全部回って歩くんです。ちょっとトラブルがあると、どうしたのということで聞きながら。これをやることによって、本当に学校の風通しが非常によくなったと。足立区ではこれをまねて、ほかの小学校でもこのいじめ撲滅隊、名前は違いますが、続々と立ち上がっているというんです。

本市では、何か特徴のないいじめに対する対策をやっている学校というのはあるんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今回の議員のお話のようなものも大いに参考にさせていただければというふうに思っておりますけれども、直接的にいじめ防止に向けた取り組みということについては、正直言って把握しているところではございませんが、児童生徒たちがみずからあいさつ運動であったりとか、そういった活動を校内で実践している例は、市内においては多く見受けられます。

そういった自主的な活動の中に生活をよりよくしていくそういう取り組みについて、積極的にかわっていくようなことが今後できればいいのではないのかというふうに思っておりますし、あわせて、子どもたち自身の生活そのものについて、子どもたちを取り巻いていく環境についても、あわせて私たち考えていかなければならないんじゃないのか。やはり今、子どもたち自身が自己意欲が持てるような、そういうようなことも配慮していく必要があるんじゃないのかと、こんなふうにもあわせて考えております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 全国ではいろんな取り組みをやっている学校はあると思うんですけど、たまたま例として挙げさせていただきましたので、足立区の辰沼小学校というところですよ。

ここは、そのほかに、言われたらうれしい言葉を使う運動も進めていると。これも非常に効果を上げているということでもありますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

では続きまして、体罰に関する再質問をさせていただきます。

先ほど市長答弁の中に、本市独自として大阪の

体罰の事件後、すぐ校長先生の電話による聞き取り調査を行ったという答弁がありました。それらについて結果どうだったかを、まずお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほど申し上げましたように、大阪の事件を受けまして直ちに、独自としまして各学校の校長先生あてに、現在のところ把握している、私どもにも報告があったものもございませぬけれども、確認をするという意味でも聞き取りの調査を行いました。

その結果、体罰もしくは不適切な指導と思われるような事案が、この時点では5件確認をしたというようなことでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、その5件に対して教育委員会としてはどのような対応をとったのでしょうか。それと差し支えなければ中身も教えていただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、この5件についてですけれども、小学校が4件、中学校が1件ということございました。

また、内容につきましては、スポーツ活動での指導における事案が2件、それから放課後の生活の中でのものが1件、それから授業中の指導の中でのものが2件というような内容でございます。これらにつきましては、いずれも既に解決している事案ということでございまして、現在のところ、これについて何かということではございません。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今後、21日までに教育委員会のほうに各学校から上がってくると。その後、

教育事務所、そして文科省に報告するというところで、先ほど答弁いただいておりますが、私も、その報告内容についての文科省から出ているのを見たんですが、そうするとその中には、やはり今回はしっかりと把握しなさいと、できればもう第三者も含めたような中での工夫をしながら、各教育委員会、しっかりとした実態調査をしてほしいというような文章だったと思うんですが、それらについて本市はどのような調査を行っているのかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 現在、各学校で実施をしております実態調査につきましては、教職員向けのアンケート、それから児童生徒、保護者向けのアンケート2つございます。特に児童生徒、保護者向けのアンケートにつきましては、返信につきましては封筒といたしまして、そちらのほうに封入して学校のほうに提出をいただいて、開封につきましては管理職が行うということで、きちんと学校全体で把握をしていただくというようなことで現在お願いをいたしているところであります。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） この体罰という言葉が本当に、ちょっと使われ方として正しいのかどうかというのも、私ちょっと疑問に思っているんですが、体罰は2種類あると思うんですが、実際に手を上げてしまう、それから言葉による体罰、この2つが大きく分ければあると思うんです。

私も小学生のスポーツ少年団には現在もかかわっておりますので、そういった部分からいくと、やはり小学生、中学生には言葉による体罰というのが非常にショックを与えてしまって、それがトラウマになってしまうというような子どもたちも、

今まで数人見かけてきました。

そういう観点からいくと、やはりしっかりとした、特にスポーツに関する指導を行う先生たち、またスポーツ少年団の指導者たちに対する心構えというのを、教育委員会が中心になって、もちろんスポーツ少年団はスポーツ少年団としてもしっかりと対応してまいりますけど、教育委員会が中心となった取り組みが私は非常に大切なことじゃないかと思うんですが、その点、最後に確認をさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） おっしゃるとおり、体罰の問題につきましては、その体罰とはということから始まる部分もございますけれども、これは以前から、体罰についてはだめなこと、いけないことということで厳しくは指導しておりますので、その姿勢は今後も変わらずやっていかなきゃならないと思っておりますし、先生方にもしっかりとした認識を持っていただきたいと、これは思っております。過日の校長会議におきましても、このことについては確認をさせていただいたところであります。

また、スポーツ指導におきます体罰問題が今回大きくクローズアップされているわけですがけれども、当然のことながら、スポーツそのものというのは児童生徒の心身の健全な発達あるいは健康、体力の保持・増進、精神の涵養と、こういったものが一番大切にされるべきものでありまして、そこに体罰あるいは暴力が入る余地は全くないわけでございます。

したがって、子どもたちの指導に当たりましては、その趣旨に沿った活動あるいは子どもたち自身を指導していくための、いわゆる科学的な指導法あるいはコーチング、そういった部分につ

きましても継続的に指導者の資質の向上、これには私ども積極的にかかわっていかねばならないと、こんなふうに思っておりますし、現在でも、議員ご承知のとおり、小学校のスポーツ少年団の指導者に対しましては年間2回の研修を継続的に行っておりますし、今後もその内容についても十分吟味をしながら、より適切な、望ましい児童生徒のスポーツ活動が推進されるように、しっかりとした体制を組んでいきたいと、このように思っております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今まで以上のぜひとも対応をしていただきたいと、それを望んで、次の項に移ります。

それでは、最後の6番目の質問に移ります。

地元企業への支援について。

リーマンショック以降のデフレ不況により、地元の雇用を支えてきた大手企業でも人員整理等が行われています。本市には、世界に誇る大企業を初め、数多くの企業があり、これまでの本市の雇用を支えてきました。

そこで、以下の点について伺います。

本市民の雇用を守るため、市内の企業に対する支援策が必要ではないでしょうか。

住宅の新築・リフォームには多くの業者がかかわっています。雇用を生む観点からも住宅リフォームへの助成制度の導入を検討してはどうでしょうか。お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） お答えいたします。

地元企業の支援について順次お答えしてまいります。

雇用を守るための企業に対する支援策についてであります。現在、国内の企業は、リーマンシ

ショック以降、欧州の金融不安や信用不安などの影響を受けて、世界経済が低迷する中、厳しい経営環境に置かれております。

この那須地域におきましても、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の風評被害が重なり、市内の各企業も厳しい経営環境にあると推測しております。

このような状況の中で、本市におきましては、これまで風評被害払拭の対策を初め、市のホームページや広報紙を活用して中小企業者事業資金（制度融資）の融資や償還期限の延長、借りかえなどの相談等を行ってまいりました。

今回、本年度の新たな取り組みとして、この3月から市内で操業する主な企業を訪問するなど、年間を通してシリーズで行いたいと私自身も考えております。各企業の具体的な経営状況や経営環境を把握することにより、今後の市政運営に生かしていきたいと、そういう考えが裏にございます。

次に、住宅リフォームへの助成制度導入の検討についてもお答えいたします。

本市におけるリフォーム支援策としては、現在、木造住宅耐震診断費等補助事業、木造住宅耐震改修診断費補助事業、水洗便所改造資金融資あっせん制度、浄化槽設置整備事業補助金の4つの助成制度がありますが、このほか、市内商工会においては住宅リフォームを希望される方に、那須塩原リフォーム事業に登録した業者の紹介を行っており、これらの制度が有効に活用されておりますので、現在のところ新たな住宅リフォーム助成制度の導入については考えてございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、再質問を行います。

2番の住宅リフォームの助成制度の導入に関す

るほうから再質問させていただきたいと思います。

先ほど市長答弁の中に、現在も木造住宅の耐震診断費の助成であったり、それから実際に耐震の修繕に対する補助事業、それもやっていますよと。それから水洗便所の改造の資金融資に関しても、以前からこれ行われていますし、それから浄化槽の設置なんかの補助金も当然以前からずっと行われてきているわけですが、確かに浄化槽設置の整備事業なんかは、これは地元業者にとってはメリットのある事業だと思うんですが、木造住宅の耐震診断であったり、修繕の助成であったりと、これらについては恩恵を受ける地元の業者というのは、私はほとんどない気がするんですが。

実際に今回の予算枠としてもそんなに大きな予算が組まれているわけではないわけですけど、それらについてはどのように当局では考えているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（齊藤一太君） ただいまそれぞれの改修診断事業等につきましての地元の業者への受益というものが余りないんじゃないかという点についてのお尋ねでございますけれども、リフォームの支援策につきまして、ただいま市長からご答弁申し上げましたが、平成23年度の実績を申述べさせていただきたいというふうに思います。

木造住宅耐震診断費等の補助事業につきましては11件ございました。金額で98万6,000円でございます。

それから木造住宅耐震改修費補助事業であります。これにつきましては1件で90万円、水洗便所改造資金融資あっせん制度、これは利子補給を行うものでございます。平成23年度の実績12件で、これは利子補給ですので6万円ちょっとという金額になってございます。

それから、浄化槽設置整備事業補助金についてでございますが、これは設置基数で申し上げますと249基設置をいたしまして、8,979万4,000円ということで、それぞれ実績が出てございます。

こういった実績の状況から見ても、地元業者の方への受注というものも進んでいるのではないかとこのように推測がなされると思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 要は、こういう答弁をいただいたんでそうかなと私は思うんです。本当に地元企業を育成しようとか、そういうことを考えれば、もう少し幅広く事業展開できる、また雇用が生まれる、そういった制度であったり、事業をやるべきじゃないかということで、こういった提案をさせていただいているわけですが。

確かに浄化槽の設置整備事業に関しては約250基ですから、これはかなり地元業者にとっては貢献をしている事業だとは思いますが。それは認めます。ただ、そのほかの3事業については、一応答弁の中にあるんで聞きますけど、私はさほど、耐震診断を行うこと自体がどうのこうのと言っているんじゃないかと、それを答弁の中で上げてきましたので、これらが果たしてこの質問に対して合う答弁なのかということにちょっと疑問を感じたんですが、いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま木造住宅のこの事業につきましては、耐震診断、それから耐震の改修というそれぞれ事業が別なものになってきておりますが、今、議員おっしゃられるように、耐震診断というのは診断のための事業ということでございますので、直接的に改修等の工事あるいはその修繕費として、いわゆる計上できるも

のではないのかもわかりませんが、そういったものも含めましてリフォームの支援策ということで市といたしましてはとらえておりますので、そのようにご理解いただければというふうに思っています。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ちょっと私のとらえ方とは違う点もあるのかなと思います。全国でこの住宅リフォーム助成制度をもう既に行っているという自治体は、これは去年の8月現在のデータなんですけど、495自治体が導入をしております。県内では、宇都宮、足利、鹿沼、日光、那須烏山で導入が既にされているわけです。

先ほど市長の答弁では、今のところは考えていないという答弁だったわけでありましたが、今後ぜひ検討を進めていただければと要望させていただきます。

それでは、のほうに移ります。

の質問に関してですが、この那須塩原市でも雇用を生んでいる企業といえば、実名を挙げればブリヂストンだと思うんですね。ブリヂストンもやはり今厳しい経営状況になっているというような話は聞いております。リストラも多少ありますし、また転職なんかもあるわけですね。

そういった中で、1社に関しての何か支援策というのは難しいという話になるのかもしれませんが、本当に長年にわたってこの旧黒磯市、そして現在の那須塩原市にとっては大きな貢献を果たしてきたのが、私はブリヂストンだと思うんです。

そういった観点からいくと、例えば矢板市では太陽光パネルに関していえば、シャープのものを利用した場合には補助額がほかのメーカーのものよりも多く1kw当たり補助されているわけですね。そういったこともやっているわけです。それは、やはり矢板にとってシャープという企業がいかに

大きな役割を果たしているかというあらわれであると思うんですが、こういった観点からどのような見解をお持ちなのかをお聞かせ願えればと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 今の吉成議員の質問については、私は市長就任以来とっても気にしていた大きな関心事の一つでございました。そういう意味で、B S関係3工場、工場長あるいは総務部長を含めた管理職の皆さんとはこれまで2度ほどお話し合いをさせていただいてきました。

そのうわさによると、久留米に97名が異動になったとか、あるいは一部リストラがあったとか、そういう情報で非常に心配したものですから、お会いをしたと、こういう中でございましたが、そのときには、去年の9月の末だったんですけど、那須塩原市から、企業としてこれをお願いしたいというものはないと。ただし、現在一番不安定な状況は、東京にある一流企業が直下型地震に備えて、いわゆる本社機能を移すと。ほとんど100%の企業が、もし災害があったら東京以外のところに本社機能を移すと、こういうようなことも考えておまして、逆に、那須塩原市はB Sの工場の中で最も涼しい工場として、ここを動くということはないと。ただ、もしお願いできるのであれば、国の機関、こういうものを一つでいいから那須塩原市に引いてくれないかと。

これは相手も何か目的があって言ったんではないと思います。そういう状況があると本社機能を那須塩原市にと非常に移しやすい環境ができると、こんなことが、具体的な話はありませんでしたけど、B S側から提示されました。

また、B Sさんを初めとして、特に工業団地あるいは大きな工場面積を有するところでは、新し

い企業の誘致が非常に難しい時代で、この緑地帯の見直しを進めてほしいと。そうすると工場の拡張等についても新規の予定地を確保しなくても、相当の部分間に合ってくると。特に西那須のほうなんかでもこういう要望は強く、工業団地でもございましたし、あるいは排水事業等について、これはぜひよろしくお願ひしたいと、こういうようなことで話し合いを進めてまいりました。

ただ、それはメモをとる者も、話を聞いている者もない状況の中での出来事でしたので、ことは総務部あるいは管理、こういうものの大綱で、企業をシリーズで訪問をして、そういう企業の将来に万全を期すと。そして、要望にはできるだけ応えていくと、こういう感じで、3月からB Sさんを皮切りに、ぜひ、ローラーではありませんが、私が歩かせていただきたいと、こういう気持ちで現在取り組んでおります。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 初めの市長の答弁にも、この3月から市内の大きな企業ということになるんでしょうけど、それらを中心にして訪問して歩くと。それで市政運営に生かしていきたいということを答弁されていますので、それは企業の要望をどう受けとめていくかという問題にもなってくると思うんです。

もう一度B Sに関してちょっとお話をさせていただければ、市内に3工場がありますけど、全国には10の工場がブリヂストンはあるわけですね。そのうちの何と3工場が那須塩原市にあるわけです。あとテストコースもありますので。それと関連企業等も合わせると、お聞きしたところによると2,500名、関連企業を入れるともう3,000名を超えるという方々がこのブリヂストンで仕事をされているということになるわけです。

今後、2年後にはベトナムにかなり大きな工場を建てるということで、既に進めているというようなお話も伺っております。先ほど市長が言われたように、栃木工場等の移転とか、そういったことは全く考えていませんということでありますが、やはり本市にとって優良企業であることは間違いないわけですから、そういった企業に対する市としてのとらえ方というか、接し方というか、何らかの形でやはり貢献をしていただいた恩返しというのを、ぜひ今後は、もちろんブリヂストンと限らずですけど、やっていっていただくことを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で公明クラブの会派代表質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

磯 飛 清 君

議長（君島一郎君） 次に、致知の会代表、7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 議席7番、致知の会、磯飛清です。本日最後の代表質問となります。

皆様方には、執行サイドあるいは議員席においても長時間にわたりお疲れのことと思いますが、元気に最後まで明快な答弁をお願いしたいと思います。

さらには、質問に入る前に、市長、教育長におかれましては、昨日、3月4日には私の地元の市立南小学校の新体育館の落成式にご臨席をいただき大変ありがとうございました。当校においては、偶然にも本年度が創立110周年という年次に当たる年に新しい体育館が完成しまして、学校、児童はもとより地域の皆様方は大変喜ばしく、さらには、今後の教育施設として学校教育あるいは生涯教育の増進に寄与できるものとしたしまして、大変期待を持っているところであります。この場をおかりいたしまして御礼を申し上げたいと思います。

さて、今年、安倍政権のみならず、本日3人の代表質問が登壇いたしました。安倍政権においては「3本の矢」として政策、施策をとり行っているところでありますが、今回の代表質問の3本目の矢はどこへ飛んでいくかわからない矢ではありますが、是々非々をもって質問を行ってまいりますので、執行サイドの皆様におかれましては明快な答弁をお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

1、「八溝山周辺地域定住自立圏構想」について伺います。

定住自立圏構想は、合併に至らない穏やかな広域連合体とし、人口5万人以上の中心市を核として、市町間でここに協定を結び、実施計画となる共生ビジョンで事業を展開すると、国から財政措置が受けられる事業であります。

本市が参画した当構想は、県境を超えた連携で活性化を図る目的で、県内は本市、大田原市、那須町、那珂川町、茨城県大子町、福島県の矢祭、塙、棚倉町の2市6町で構成する「八溝山周辺地域定住自立圏構想」であります。人口5万人以上、昼夜間人口比率が1以上の都市が中心市として宣言できることから、昨日、3月4日には該当する

大田原市が中心市を宣言し、いよいよ締結に向けての共生ビジョンの策定を進めていく段階になったことから、伺うものであります。

当定住自立圏構想のこれまでの経緯と今後の予定をお伺いいたします。

当定住自立圏構想研究会で協議してきた内容を伺います。

当定住自立圏構想締結によるメリットを伺います。

中心市と施策を協定し事業化していくことになるわけですが、本市における各種施策の構想をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 致知の会、磯飛清議員の会派代表質問にお答えいたします。

まず、定住自立圏構想について から まで順次お答えしてまいります。

初めに、経緯と今後の予定ですが、平成24年1月5日に八溝山周辺地域定住自立圏構想研究会を設立し、その後、研究会を3回、分科会を5回開催し、協議を進めてまいりました。この協議の結果を受けて、今年1月21日の関係市町による副市町長及び担当部課長会議で研究会の報告が了承され、1月28日の関係市町の首長会議において、3月に大田原市が中心市宣言をすることを了承し、昨日、大田原市は中心市宣言を行いました。今後は、中心市と定住自立圏形成協定の締結や定住自立圏共生ビジョンの策定を行うこととなっております。

次に、研究会で協議してきた内容ですが、分科会方式により健康・福祉分野、道路・建設分野、生活・公共交通分野、産業・観光分野、教育分野、圏域マネジメント分野の6つの分科会を設置して、

圏域課題や想定される連携項目等について協議を行いました。

次に、 の締結によるメリットについてですが、中心市と周辺市町が共有するテーマについて、相互に連携することにより効率的で質の高い住民サービスの提供を図ることだと考えております。また、財政的にも各省庁の支援が、事業を行った場合、優先的に受けられることなども挙げられております。

の本市における各種施策の構想についてですが、平成25年度からは、構成市町による（仮称）連絡調整会議を設置し、協定の締結、共生ビジョンの策定に向けて進めていくこととなります。具体的な施策についてはこれから協議することになりますが、地域公共交通ネットワークや救急医療体制についての取り組みなどが想定されます。

これまで本市に限らず各市町において、本市の場合は高齢化が現在20.9%（去年の10月現在）、これは宇都宮市と同じ。大田原が22.3%、あとの加盟している市町というのはほとんどが30%から35%の間に位置しておりまして、さまざまな課題が浮き彫りになったわけですが、やっぱり最終的に最もつながりを強めていく分野として、健康・福祉分野のつながりをみんなで求めていこうと。大田原と個別の協議でも大筋でそんなことが現在まで話し合われました。

特に本市としては、現在、ドクターヘリは宇都宮から日赤へ飛びますが、ドクターカーは平日の日中だけ日赤で現在行われておりますが、これは24時間、休日を含めてドクターカー体制をきちっと整備したいと、こういうはっきりした目的を持って、第一義的には大田原との協議を進めていきたいと思っています。

特に本市における救急医療体制、これについては現在、本市のみならず、多分、日赤の3倍強は

本市の医療機関が救急医療の搬送先になっておりまして、先日、白河市にお邪魔したら、特にこの点について、会津のほうからも、白河のほうからも那須塩原の医療機関をと、こういう非常に医療の体制というのは現在大変なんだと、そんな要望を受けてまいりましたので、この点についてドクターカーの実現のために課題を絞って、一義的には大田原と検討に入りたいと考えております。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ご答弁をいただきました。再質問を行いたいと思います。

自立圏構想締結後には、国の各省庁からの財政的支援が優先的に受けられるというようなご答弁がありました。内容的には、具体的には例としてどのような支援が受けられるか、お話しいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 財政支援の具体的な内容ということでございますけれども、事業費として特別交付税を1,000万上限で交付されるというものが一つございます。

また、病診連携等による医師、医療の確保に関する財政措置として、特別交付税で上限、これも1,000万円と。あと、各省庁の事業が優先採択されるというようなことが具体的な内容として挙げられてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 財政的支援の1,000万というのは、今までにおいても何回か説明を受けておりますので理解はしておりますが、そのほかの金銭面、財政的以外での支援というもの、これがどういった内容の支援があるか、その辺わかりましたら再度お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 先ほども申しましたけれども、事業を実施していく上で各省庁の優先的な採択が受けられるということがございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 各事業の優先ということで、本来であれば中身も知りたかったんですが、これから締結して事業化していく事業によっては支援を受けられる、あるいは支援から該当しない、外れるというようなケースも生まれるものなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 事業の内容によりまして補助事業、単独事業というようなことに分かれるわけですが、当然、単独事業であればそれぞれ単独で行っていくということになるかと思いますし、補助事業の場合には優先的な採択が得られるというところでございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかったような、わからないような感じなんですけれども、そのような中で、先ほど市長の答弁の中にありました各連携する市町の中で最も課題となっているのは高齢化、さらには医療という答弁がありました。

特に高齢化においては、私どもの市は高齢化率が20.9%と周りの市町に比べるとまだ若い年代層が多い市とは言えると思うんですが、年々これも高齢化率が向上していくものと思います。

そのような中で高齢化対策という、これを今後大田原市とともに締結の中で結んでいくわけなんです。具体的な高齢化対策として現在考えられている、連携につなげる対策として何か構想的なものがありましたら、お答えをいただきたいと思

います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） まだ具体的に高齢化対策の事業というものについては、これから協議をしていくというような形にはなろうかと思えますけれども、保健福祉分野ということで申し上げます、先ほど市長から話がありましたように、救急医療対策としてのドクターカー、また、これは子育て関係になりますけれども、ファミリーサポートセンターなどの施設の共同利用等、そういったものが研究会の中での議論として上がってございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 特に高齢化に対する対策については、先ほどの公明クラブの吉成代表、あと、私のこの次に出てくる公共交通の整備、これらによって高齢者の支援という対策の事業も、本市単独でやるよりも連携してやることによって、地域によってはさらに対策が向上するというのもあると思えます。

私の地元の話で誠に恐縮なんではございますが、例としてお話をさせていただきますと、私どもの地元は隣の大田原、中心市の大田原市と隣接している地域であります。生活圏はどちらかということから、医療においても、あるいは生活物資の調達においても大田原市が中心になっているというか、そちらを利用する方が多い地域であることから、特に公共交通においては、大田原市との連携が不可欠な地域であり、今後の高齢化対策においても大田原市との公共交通の連携というもの、これが重要な、かつ必要な地域であります。

そのようなことも踏まえて、先ほど6つの分科

会の中で公共交通のネットワークも検討されたということではありますが、その地域公共交通ネットワークの整備については、これまでどのような内容の検討がされてきたか、ありましたらお話を伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 現実には、副市町長会等でこれらの課題について話し合いがなされておりますので、私は総まとめとして首長会に伺っただけなので、具体的な話があれば副市長から改めて答弁させていただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） ただいま市長からご指名がありましたので答弁いたしますが、地域公共交通につきましては、具体的に言いますと、例えばバスとかですけれども、那須塩原市内の人が那須中央であったり、日赤のほうに行く場合の接続が余りよくないというような問題とか、そういう公共交通がなかなか行政区画を超えたところできちんと連携できていない部分がありますので、そういうところを十分調整していこうというような方向で、具体的に議論をしておるところでございます。

それから、救急医療につきましては、先ほど市長及び企画部長からもありましたけれども、ドクターカー、そういったものが事実上、今、那須日赤さんのほうで行ってもらっているわけですが、なるべくそここのところのきちんと連携ができて、本当に倒れた場合には1分1秒が生死であったり、社会復帰率にも大きく影響してくるものですから、そこをどれだけ短時間にできるか、救急救命できるかというようなことを中心に考えて、その上でドクターカーの24時間365日化を進めてまいりたい。

そのときにネックになりますのは、結局今できないのは、要はお医者さんの確保が難しいので事実上平日の日中しかできていないということでございますので、そういった部分を含めて、関係者のほうとは現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 救急医療についてはドクターカーと連携しての事業ということで協議を進めていくということであります。特に医療に関しては、私が申すまでもなく、生命にかかわる重要な問題であります。特にドクターカーについては、まだまだ市民の方も存在することを知らない方も多くいると思います。

それらのドクターカーを使用するに当たっての判断は、救急隊なり、医療機関のほうで判断するものだと思いますが、県が保有しているドクターヘリ、これらについては大分浸透もされておまして、使用するというのも変な表現なんですけど、活躍の場がどんどんふえているという報道をされたり、周知が徹底されてきているようですが、ドクターカーについてはまだまだ周知不足の点があると思います。そのような広域連携によってドクターカーの周知、これらを活用しての救命ということが連携の中で図れればと期待をするところであります。

さらには、救急医療体制についてのほかに、医療の連携ということも考えられるかと思えます。先ほど中村議員あるいは吉成議員の質問にもありましたように、子育て支援の対策として医療費の無料化という話がありました。さらには現物給付にできないかというふうなことも質問の中にありました。

やはり子育てする中で、市のほうから医療費の

支援を受けるのは大変ありがたい、よろこばしい支援であると子育てをしているお母さんのお話をよく耳にします。ただ、償還払いの請求をする、お願いをする、それを出すというのが非常に現在、子育てをしながら請求するというのが厄介な作業になっているということも聞いておりますので、その辺も踏まえて、この定住圏構想の中で、連携の中でお話を進めていただければと思っておりますので、その辺も協議の中で検討いただければと思っております。

さらには、広域連携、定住自立圏構想の中での連携、これ各担当部局の分野の中でも、連携すれば生活効率あるいは財政効率が上がるというものがたくさんあると思います。単独では効果が余り上がらなかったものも、連携によって向上するというものが各部局にあると思っておりますので、その辺を十分に庁内でも意見を取り入れて、連携の中に課題として持ち込んでいただければと思っております。

先ほども申しましたように、本市にとっても、隣接する今回の構想に参加している各市町にとっても、この事業は広域にわたる大きな事業構想であります。今まで阿久津市長の答弁にもありましたように、オブザーバーの参加から正式参加に市長の決断によりまして参画し、その後、昨日の3月4日の中心市宣言まで急ピッチで作業が進められてきました。

その間、当事業に参画された副市長初め職員の皆様には大変ご苦勞があったかと思えます。しかしながら、これからが本番になっていくと思えます。実行はこれからになります。単独ではできなかったことも、連携によりさらに有効な事業となっていくしますので、これからも引き続きこの定住自立圏構想においては、市民の生活ということを中心に考えていただき、一層のご努力と事業の推

進をお願いしまして、この質問を終わります。

次に、2番の太陽光発電装置普及事業についてお伺いをいたします。

東日本大震災を起因とする福島第一原子力発電所の事故による放射能関連の被害及び影響や再生可能エネルギー特別措置法の成立など、原発依存の電力確保から再生可能エネルギーへの転換傾向が増進している中、本市においても再生可能エネルギー政策の一環として、平成23年12月定例議会において提案をさせていただいた市民出資型ファンド形式による太陽光発電装置普及事業の素案が示されたことから伺うものであります。

ファンドを含めた当事業の概要及び目的、効果をお伺いいたします。

ファンド会社や太陽光発電装置設置事業者の選定及び方法についての考えを伺います。

事業推進に当たって、本市はどのようにかわっていくのか、考えを伺います。

現行の太陽光発電装置設置に対する補助金制度についての考えを伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） ファンドを含めた当事業の概要及び目的と効果についてのご質問と、3番目の質問で、事業推進に当たって市がどのようにかわっていくのかという質問につきましては深い関連がありますので、一括してお答えしてまいります。

市民ファンドを活用する太陽光発電装置普及事業の概要につきましては、朝から柔仁会、中村議員、公明クラブ、吉成議員の代表質問にもお答えしておりますが、市民がそれぞれの立場で参画することで成立する民間事業を想定しております。

事業の目的は、広く市民が参加・協力する新たな仕組みが民間主導で構築され、再生可能エネル

ギーの創出と利活用が推進されることであると考えております。

事業の効果につきましては、再生可能エネルギーの創出と利用に積極的に取り組みたいと考えている市民が、太陽光発電装置を設置できる持家がない、あるいは設置資金が一度に調達できないなどの理由により取り組みを断念せざるを得ないケースが考えられます。

そういった場合でも、市民ファンドへの出資により再生可能エネルギーの創出にかかわることができ、また設置事業者から発電装置を借り受ける市民は、再生可能エネルギーの利用が可能となります。

さらに、太陽光発電装置の設置工事は市内の電気工事店が行うことで考えておりますので、設置してからのメンテナンスなど長期にわたってかわりが生まれることから、市内の経済面にも波及効果があると思われま

す。事業推進に当たって市のかかわり方は、まず初めに、事業の趣旨を広く市民に浸透させる必要がありますので、浸透させるためのさまざまな業務を民間業者に委託して行います。その後、市は、設置事業者となる法人等からの事業提案を募集し、設置事業者との協定を締結した後に、事業について広報紙やホームページによる広報、周知活動を行ってまいります。

また、設置事業者が事業を継続していくためには経営経費を確保する必要がありますので、今後、事業者に対する財政支援も検討してまいります。

次に、 のファンド会社や太陽光発電装置の設置事業者の選定方法についてのご質問にお答えいたします。

この事業における事業者については、市は、市民ファンドを活用する事業としての提案を募集し、提案内容を審査し、事業が継続できると認め

業者と協定を結び、それ以降は事業者主導で事業を進めていただくことになると考えております。

市民ファンドにつきましては、事業者がファンド会社に対してファンド組成を委託する、または事業者がファンド会社を兼ねファンド組成をする方法によるもので、市が指示や選定をするものではありません。

の現行の太陽光発電装置の設置に対する補助金制度についての考えというご質問にもお答えいたします。

太陽光発電装置設置に対する補助制度は、市民ファンドを活用する太陽光発電装置普及事業に並行して、平成25年度においても継続していく予定でございます。先ほど吉成議員にお答えしたとおりとなっております。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ありがとうございます。

答弁の中にもありましたように、朝からさきの両名の議員のほうからも当普及事業については質問があり、広い範囲の答弁も出ておりましたので、私のほうからは余った部分だけお尋ねをしたいと思います。

今の答弁の中にありましたように、また朝から説明がありましたように、やはりこの普及事業については市民の参画、市民の理解あるいは参画する業者さんの理解、あるいは意欲というものが重要なポイントになるかとは思っておりますが、ただいま答弁の中にありました設置業者、これらが大きなポイントになると思いますが、これらに対しても市のほうから財政支援を行うというお話がありました。内容的にはどのような支援をお考えになっているか、ありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） まだ想定段階ではありますけれども、一つ考えられるのは、現在、個人的に設置しようとする市民の方については市のほうから補助金が出ております。この制度を利用して設置しようとする市民の方々についても、同じように補助金という形で、事業者を介してですけれども入れるというような形で、事業者並びに市民の皆さんを事業全体として財政支援するということが一つには考えられると思います。

もう一つ考えられるのが、市民が個人的につけた太陽光発電装置については固定資産税の対象になりませんが、この制度の中で実施した場合、事業者がやるということになると固定資産税の課税の対象になってくると。

実際は、それを活用している市民の皆さんの屋根の上で、その方が利用される電気ということで、そこら辺でもちょっと個人的につける場合と格差が出てくるので、それを何とか埋める方法、奨励金とかというのもあるいは考えられるのではないだろうかということで、今現在、内部並びに民間の何人かの方々に研究会をつくっているんですが、そんなようなところで今後いろいろ研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 内容的には理解ができました。特に当普及事業は、さきの吉成議員の質問の中にもありましたように、設置事業者の存在というか、あり方、これによって成功、あるいは推進できる大きなポイントは設置事業者にあるかと思っております。持続可能な企業として、持続可能な資金力あるいは知識などを持ち合わせた業者さんが不可欠かと思っております。

この設置業者については、市の内外を問わず、あるいは広く全国的に業者を求め、そういった

こともお考えの中にあるかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 先ほど答弁の中でも申し上げたとおり、地域の中でお金が回るといような仕組みを目指すというのも一つの目的でございますので、事業者として手を挙げていただきたいのは、那須塩原市の市民もしくは那須塩原市内でこれまでも活動してきたような方々、そういう方々の中からぜひとも立ち上がってきていただきたいというふうに考えております。そのための勉強会というふうなもの、これから実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ぜひ市内の業者さんが手を挙げていただき、該当する事業者として運営ができるような仕組みをつくっていただければと思うところでありますが、さきの中村議員の質問にもありましたように、それがために来年度予算に1,000万円の研究費、あるいは説明によりますと人件費ということで計上するという説明もありましたが、内容的には、1,000万の予算を使用して研究会あるいは活動をしていくか、内容をお聞かせいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 繰り返しになる部分もあるとは思いますが、まず1つに、再生可能エネルギー普及及び利活用の全般についての市民全体の理解を深めるような周知もしくは講演会、研究会、そんなようなもの。それと、もう一つは、太陽光発電の事業者になろうというふうな志をお持ちの方を対象とした説明会、勉強会の

ようなもの。それから、実際に工事を請け負って、実際の工事をやってもいいかなというような電気工事店、工務店等の皆さんに対する説明会、あるいはこういう事業の説明もそうですけれども、太陽光発電装置の設置に向けての技術の勉強会なんかも、できればやりたいと。

それから、市民向けの講演会の中では、やはり出資者になりたいという市民の皆さん向けの講演会、それから実際に自分のうちの屋根につけたいというふうな希望のある方向けの勉強会、そのようなあらゆる方面からの勉強会をしたいというふうに思っております。このような細かいカリキュラム等を詰めていった中で、なるべく早目に新年度は実施の体制に入りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） なかなか事業内容としては難しい、普及を進めていくには業者あるいは市民の理解ということで、なかなかハードルが高い事業であるかとは思いますが、この実施時期はいつごろ開始するかを考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 市民の皆さん全体の勉強会は、先ほど申し上げましたとおり、できるだけ早い時期に始めてということですが、実際に事業を始める、事業者となるべき人の募集を市が始めるというのは、できれば下期に入って早いうちにというのを、まず一つの目安として頑張ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 先ほど来申し上げておりま

すように、大変難しい事業であります。そういう中で進めていくわけでありますので、担当部局においてもかなり頑張ってもらおうとか、踏ん張りが必要かと思えます。

そのような中で、今度は事業者からファンドに対する質問をさせていただきたいと思いますが、市民から募るファンド、これの予算というか、1口どのぐらいのファンドで集めていくか、それらの構想について決まっているようでしたら、構想があるようでしたらお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 1口どのような想定かということなんですが、これにつきましては、事業者が自分が経営していく中でどのような、要するに資金を集めて、どのように使ってという、そういう全体の資金計画の中で決めていくものだというふうを考えておりますので、特に市としてこうしなければいけないとか、こうだというようなものは特にありません。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） わかりました。

市が決めるものではなく、当該となる設置事業者等々のほうで決めていくということかと思えます。

それでは次に、答弁にもありましたが、現在使われている補助制度、これによって年間約400件程度の設置を見込んでいる、また、それに近い実績があるということではありますが、400件でおおむね1件当たり平均して20万円前後の設置費用がかかっているかと思えます。それでいきますと年間約4億の太陽光の器具、機器、それと取りつけ工事等を含めて8億円の経済効果をもたらしているというのが、現在の補助制度を利用した

太陽光の設置状況かと思えます。そのような中で、市のほうに補助申請が出ている400件、8億ある中で、市内の業者が申請を出している、あるいは取り扱っている件数は何割程度あるか、把握していればお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 現在の数字ですけれども、現在407件ほど決定しているわけですが、その中で市内の業者というのが70件となっております。率にして17%強という状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ちょっと今の数字を聞いてびっくりしたというか、愕然としたんですけども、中村議員の質問の、あるいは提案、要望の中にもありました。また、市のほうの考えとしても、市内の企業の育成あるいは地域経済の活性化、お金を市内で回すんだという、今回の普及事業にもありましたように、何とか地域経済、企業育成という観点からも、もう少し市内の業者さんが現在の太陽光設置にかかわっているのかと私も思っておりますが、現実的にはまだまだ低い、70件の17%程度に市内の業者さんがかかわっているだけであって、それ以外は市外の業者さんがかかわっていると。市外にお金が出ていっているという現実かと思えます。

これを市のほうにどうこうしろとは申しませんが、今後においては、この太陽光発電普及事業についてはこれから研究していくわけでありますので、その辺は今回の事業の目的であります市民あるいは業者、特に市内の業者さんには理解と協力をいただいて、市内の業者さんが関係する、携わる比率が上がるように、担当部局あるいは市のほうからもご指導というか、お手伝いをいただ

きたいと思います。

8億という結構な金額になりますので、市内の関係業者さんも期待を持っている事業であるかと思っておりますので、その辺の指導もあわせてお願いを申し上げます、この質問を終わりたいと思います。

次に、3、防犯灯設置と維持管理事業についてをお伺いいたします。

当項目については、平成23年12月定例議会において、省エネルギー対策の一環として防犯灯のLED化とエスコ事業の導入についての質問並びに提言をさせていただいております。今般、25年度以降の防犯灯設置と維持管理事業については、エスコ事業を導入して防犯灯のLED化を進める事業計画案が示されたことから、伺うものであります。

当事業の目的、方針、概要、実施方法及び効果を伺います。

当事業の対象となる防犯灯数を伺います。

エスコ事業者の選定についての考え及び方法を伺います。

平成25年度以降の新設防犯灯及び維持管理費の補助についての考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 当事業の目的、方針、概要、実施方法及び効果についての質問に順次お答えいたします。

防犯灯設置及び維持管理事業については、自治会等が設置するものについて、市が定額の補助を行う方法で現在まで実施してまいりました。地球温暖化対策の推進とあわせて、市の事業費負担及び自治会等における維持管理費の軽減を目的として見直しを行ってまいりました。

見直し後の事業の方針は、防犯灯としての機能

の確保及び消費電力の節減のため、蛍光灯20W相当のLED防犯灯に限定することで事業費の節減を図ることといたしました。これらを踏まえ、現在自治会が管理している蛍光灯などの防犯灯については、エスコ事業の手法により一気にLED化を進める予定です。

具体的には、事業期間を10年間とし、自治会等の同意を得た上で、市が一括してエスコ事業者へLED防犯灯への更新を発注します。更新工事は平成25年度中にすべて完了するものとし、事業費の支払いは市が10年間で償還いたします。

償還完了後は、自治会等へ無償譲渡とすることにいたします。

事業期間中における器具の修繕などはエスコ事業者の負担となりますが、電気料については、引き続き自治会等の負担となります。

効果としては、事業費の節減、年度ごとの市の財政負担の平準化、自治会等が負担する維持管理費の節減等が見込まれます。試算では7,542灯を一括更新した場合と、本年度のLED化と同じペースで200灯を毎年更新していった場合における設置費と電気料を比較した場合、10年間では、市が約800万、自治会等が約3,000万円の経費削減できると推計されております。

あわせて、消費電力の大幅な削減効果が期待されるところでございます。

当事業の対象となる防犯灯の数は、平成25年3月末現在7,542灯と把握しております。

エスコ事業者の選定方法については、事業実施にかかわる企画、提案を公募する方法を軸に、今後、詳細について詰めていきたいと思っております。

平成25年度以降の新設防犯灯については、これまでの事業費補助というやり方から、スケールメリットを生かした事業費の節減と、各自治会等の設置費負担の格差をなくすため、市が一括して設

置した後、有償で自治会へ譲渡する方法に変更する予定であります。

維持管理の補助については、1灯当たり10W未満の定額契約による電気料の50%相当額とする予定であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 答弁をいただきました。時間も押してきましたので、延刻にならないように急いで進めたいと思います。

再質問を行います。

答弁いただきましたが、一昨年12月にエスコ事業ということで提案させていただいたときの課題として、現在の防犯灯、これは市の補助を受けながら自治会も負担をして防犯灯を設置しております。

そのような中で、現在の防犯灯の所有権はどこにあるのか、それらをどう解消していくかが今後の課題であるというような質問をさせていただいたことがありますが、現在の防犯灯についての所有権等についてはどのような考えをお持ちになっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） これまで市が補助金を出して設置していた防犯灯については、それ

ぞれの自治会等の所有というふうに考えております。ほかの自治体等とかのエスコ事業の実施状況等いろいろ研究させていただいた中で、自治会等から委任を受けるといような形で事業が可能であろうということで、今回取り組みをするというふうに至ったわけです。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、わかりました。

先ほどの答弁の中に自治会の同意を得てというように答弁があったかと思いますが、それらに含まれているものかと思っております。当事業においては経費の節減あるいは地球温暖化、環境対策に寄与できる事業でありますので、誠意を持って自治会のほうに説明をいただき、理解を得ていただければと願っております。

それと、次の質問になりますが、先ほどの答弁で10年間で市は800万、自治会は3,000万の経費の削減が見込まれるという答弁がありましたが、現在の防犯灯7,542基、これらをすべて一括してLED等にかえた場合の費用はどのくらい見込まれるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 来年度の予算の中で債務負担としてお願いしていた額になるわけですが、10年間で1億5,300万円を見込んでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 1億5,300万の債務行為ということで、これの内容的には、1億5,300万が予算計上されておりますように、一たん市が負担をしまして、その後エスコ事業者、こちらがというよりも、この償還は10年をかけて1億5,000万

を返済していく、償還していくということだと思
うんですが、これらは電気料の節減あるいは維持
球が切れた交換とか、器具の長寿命化、これによ
って生まれた金額で償還をしていくという考え方
でよろしいんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 基本的にそういう
ことになります。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ということで理解ができた
ました。市の持ち出しゼロで、一挙に防犯灯をLED
化にかえられるというような全協の中で説明が
ありまして、どうやってやるのかということで考
えてまいりましたが、浮いた経費で償還していく
ということで、先ほども申し上げましたが、その
後の維持費も低減できる、環境に優しいという、
かなり有効な事業であると思いますので、ぜひと
も、これらは太陽光よりは難しくはないと思いま
すので、25年度中にでもできるよう進めていただ
きたいと思います。

そのような中で、やはり太陽光と同じように、
市内業者の育成あるいは市内の経済の活性化等も
含めて、現在の防犯灯の維持工事については、各
自治会あるいは地域によって管理する業者さん
というか、依頼する業者さんが振り分けられてお
ります。そのような形態を、このLED化にかえて
いく事業においても、市内の業者さんが現在地域
に分けになっているような体制がとれるような指
導が、お願いがエスコ事業者に対して市のほうか
らできるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） エスコ事業の事業

提案を募る中で、これまで各地域の防犯灯の設置
並びに維持管理をやってきた工務店なり、電器店
等との連携についてどのような方法をとるかとい
うようなことも一つの評価内容というような形で
取り入れることで、地元の業者さんが引き続き地
元の防犯灯の見守りに、設置工事の下請みたいな
形になりますけれども、そういったようなことと
か、今後の維持管理とかにかかわれるような方法
を事業の中身として設定することはできるという
ふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ありがとうございます。
大体理解ができましたので、次に移りたいと思
います。

4、高齢者外出支援タクシー料金助成事業と公
共交通についてをお伺いいたします。

一般的にはタクシー券の名称で対象高齢者の外
出の際の支援、いわゆる外出の際の「足」の確保
の支援事業として、利用者や申請から配布などの
お手伝いをいただいてきました民生委員などの多
くの皆様に親しまれ、浸透してきた当事業の廃止
についての案が示され、3月定例議会において議
案として上程を見ることから伺うものであります。

事業廃止する理由をお伺いいたします。

当事業の利用実績を伺います。

廃止に向けての対応、並びに廃止の時期を伺
います。

代替の交通整備についてのお考えをお伺い
いたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高齢者外出支援タクシ
ー料金助成事業と公共交通についての質問に順次お
答えいたします。

の当事業を廃止する理由については、公明クラブ、吉成伸一議員の会派代表質問にお答えいたしました。高齢者人口の増加に鑑み、現行制度では財源の確保とともに、極めて多額の財源を投入すること。これは年々ふえ続けますが、このことが市民の賛同を得ることが非常に難しい状況にございまして、これまでのタクシー券を利用しにくかった地域の高齢者に対する足の確保を含め、従来のゆ〜バスにデマンド交通を加えた新しい公共交通システムを契機に、見直しを行ったものでございます。

どのぐらいふえて、どうなるという詳しい資料をちょっと机に置いてきてしまいましたので、ここではその表現にとどめます。

次に、の当事業の利用実績についてお答えいたします。

直近3カ年の状況は、交付件数及び総支出額の実績は、21年度、2,424件、4,924万7,100円、22年度が2,607件、5,416万1,510円、23年度が2,613件、5,596万940円となっております。

次に、廃止に向けての対応並びに廃止の時期についてお答えいたします。

高齢者外出支援タクシー料金助成事業の目的の一つに、閉じこもり防止対策があります。従来から実施している高齢者の生きがい・居場所づくりとしての生きがいサロン事業、街中サロン事業や介護予防事業として実施している元気アップサービス事業、2次予防事業等への参加PRを従来に増して実施してまいります。

また、ひとり暮らし高齢者のみの世帯の見守り対策として、民生委員や地域包括支援センターとの連携を密にしております。

次に、高齢者外出支援タクシー料金助成事業廃止の時期については、平成25年10月1日運行開始予定の新公共交通システムを契機として、9月30

日をもって廃止する考えです。

最後に、の代替の交通整備の考え方についてお答えいたします。

新たな制度等を創設する考えは現在のところありませんが、10月からスタートする新公共交通システムが高齢者にも使いやすくなるよう2年間の試行の中で十分検討してまいります。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ご答弁をいただきました。それでは、再質問を行います。

全体の交付状況、利用状況等は今の答弁の中にありましたが、市内の3地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）地区別における交付件数あるいは利用率等々の内容の把握はできているかお伺いをいたしたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど市長から答弁申し上げましたのは、市内全地区合計の数字ということでございまして、ただいま地区別の交付枚数等についてはどうだということで質問をいただきました。

平成24年度、今年度でございますけれども、今手元に数字がございますのは1月末での数字でございますけれども、トータルで2,407件で、枚数で申しますと11万812枚を交付してございます。このうち地区別で申し上げますと、黒磯地区につきましては1,361件、6万2,500枚、それから西那須野地区で申しますと863件、3万9,916枚、それから塩原地区が183件、8,396枚という状況でございます。率で申し上げますと、枚数と件数は大体同じなんですけれども、黒磯地区が五十六・四、五％、それから西那須野地区が36％、残り塩原地区が七・五、六％という状況でございます。

利用率でございますけれども、利用率につきましては、前に全協でお示したときも、年間トータルの利用率ということでお示しをしまして、地区ごとには集計が、交付されている枚数が多いということで、ちょっとできてございません。ただ、去年の10月の時点で、10月中にご利用いただいたタクシー券、市役所のほうで回収といいますが、請求が来て戻ってきたものにつきまして、どの地区の方が主に使っているのかということで集計をしております。

その中では、黒磯駅の西口、東口周辺からお乗りいただいた方が五十二、三%です。それから、西那須野駅のやはり西口、東口でご利用いただいた方が三十二、三%ということで、その両方を合わせますと、やはり84%近くが黒磯駅、西那須野駅近くから乗車をされているという状況を私のほうでは、その10月分の中では、そのようなご利用実態かというふうに思っております。

利用率とは直接は関係がございませんけれども、地区別の利用の実態ということで申し上げます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） さらに、タクシー券と表現させていただきますが、それらを利用するの主な外出理由ということで、先ほど市長の答弁にもありました当初の目的は予防介護を目的にこの制度を導入したというのが大きな狙いであったかと思えます。

しかしながら、高齢化が進み、社会情勢が変わってきた中で、現在どのようなものに使われているか、目的でタクシー券を利用しているかというような把握はできているでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） ご利用いただいて

いる方の利用目的ということで質問いただきました。こちらにつきましても、去年たまたま骨格的予算ということで、2回に分けてタクシー券の報告をさせていただきました。その後半のとき、10月のときに交付をする方々にどのような目的でお使いいただいているのかということで聞き取り調査をさせていただきました。その結果の数字がでございますので。

まず、一番多いのが病院、通院ですね、ということで75%の方がそのようなことでございます。それから、次いで多いのが買い物ということで17%、その他が8%ということで、その他についてはいろんな施設へお出かけになるとか、親戚のうちにお出かけになるとか、それから遠出するのに駅まで出かけるとか、そのようなことで、利用実態については、昨年10月の時点ではそのような状況になってございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） はい、わかりました。

先ほども申し上げましたように、当初の考えから大分利用の内容が変わってきて、現在は通院に75%が使用されているということで、今や介護から医療の命を守るための足になっている、変わってきているということかと思えます。単なる外出の際の支援ではなく、健康を維持して命を守るための支援の一環として利用されている尊い事業に変わってきているというご認識はできているものと思ひ、さらに質問を続けていきたいと思ひます。

冒頭の第1回目の質問の中にあて上げさせていただきました、配布の手伝いをさせていただいているという表現をさせていただいたのは、民生委員さんが利用状況や地域の情報、これらは役所のご苦労いただいている職員さん以上に地域の利用者と密接に関連している民生委員さんが、内容等の状況というものは把握されていると思ひます。

そのような民生委員さんからの状況の報告や、あるいは内容やあるいは利用者の意見というものは吸い上げ、把握しているかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） このタクシー券の交付につきましては、代理で交付を受けられるということで、多くの民生委員さんにお世話になっているところでございます。そのほか地域包括の職員とか、いろんな方にその代行ということで交付をさせていただいておりますので、去年特に、先ほど申しました骨格的予算という絡みの中でいろんなご意見等はいただいております。

さらに、先ほど申しましたように、それぞれの地区民協の中でも話題といえますが、情報提供等でいただいております。そのような中で、先ほども平成22年でしたか、高齢者在宅福祉サービスの全般の見直しを行ったという中にも、当然、民生委員さんの代表の方も入っていただいております。

今回につきましても、その手法を当然取り入れる考えでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、デマンドの絡みもございまして、これについてはその見直しのテーブルにはちょっと着いていないわけでございますけれども、これ以外のものにつきましては、25年度にもう一度そのような、22年度にやったような懇談会等を設けて検討をしていきたいかなというふうを考えてございます。そういう中でいろんな現場の声等についてもお聞きをしていきたいというふうには思っております。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 民生委員さんからの情報等は把握しているということですが、折しも

先ほど吉成議員の公共交通についての質問の中にもありました。皆さんご存じのように、報道関係のほうで現在、連載として「銀の靴を探して」という公共交通、デマンド交通を含めた公共交通についての連載が報道されております。そのような中で「銀の靴を探して」、まさにシルバーシューズであります。シルバー年代の足の確保をどう探していくかという表題かと思えます。

報道機関の会社の中では、銀の靴を探して、訳して銀靴と読んでいるそうです。銀靴を探して銀恋を歌いに行く。銀座の恋の物語を歌いに行くというような、介護予防にかかわるような内容で使用されているのであれば、私もさほど問題として取り上げないところでありますが、先ほどもありましたように、75%が命の足になっているということから、今回重要な課題として取り上げているところであります。

そういった中で、公共交通、ゆ～バスの見直し、デマンド交通を導入して足の確保に当たるという説明がありました。特に駅周辺、黒磯駅、西那須野駅周辺で利用率が高いという説明もありました。そういったところにはデマンド交通導入で浮いたというか、余ったというか、そのゆ～バス車両を導入して解消に当たるという計画がありますが、その他の地域でも、やはり医療に使っている利用者がいるわけでありまして、それらの駅以外の地域で公共交通、ゆ～バスの導入、それらの素案が示されない中で、今回上程を見た外出支援タクシーの廃止、中身が確認されない中で廃止論を論じるのには、私は情報が不足していると思っております。

また、そのような中で、我々は市民の代表としてこの議会に出てきているわけでありまして。そのような中で、代替の案が示されない中で賛否を採決しろというのも、ちょっと私には判断しかねる

ところであります。

さらには、話はそれますが、例としてお出ししますが、昨年12月のホールボディカウンターの導入の取りやめ、これらについては代替案が示されました。福島県平田村の平田中央病院のホールボディカウンターで検査をする、さらには、それまでの交通機関、市が用意する、チャーターするバスでそちらまで送迎を行う、そういった代替案が示されたので、私はそのときの採決に当たっての判断ができたわけであります。

今回の公共交通の変更ということで示されてはおりますが、中身がまだ全く示されていない中で、ここで採決の判断をしというのは、市民を代表してきた我々議会人として、我々というか、私は議会人として責任は果たせないと、そのように思っております。

そのような中で、今回上程を見ている議案については、さらに皆さんの公共交通網の整備、そういった案を示されてから賛否を問うのが話の筋道ではないかと私は思っていることから、阿久津市長の所感をお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議長、暫時休憩を。何分かでもいいんですけども。

議長（君島一郎君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時41分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（阿久津憲二君） ただいまの磯飛議員への

答弁でございますが、全協で示したような内容は現在ございます。ただ、それ以上に詳しい内容等についても検討を進めておりますが、このゆ～バスの路線というのは、認可を受けないと公表できないということも一部ございますので、そういうような観点から、詳しい内容についてお知らせをすることが現在までできなかったと。こういう認可に時間がかかるものですから、そういうようなことを含めて現在検討して、委員会までにこれが提示できるものか、もう一度執行部としてもよく検討して、対応させていただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 大変難しい質問になってしまっておりますが、やはり先ほど来お話をさせていただいておりますように、医療にかかわる利用が高いということが第一理由であります。

ただ、今の市長の答弁の中にもありましたように、公共交通、認可をもらうのに時間がかかるという中で、公共交通においても試行として2年間試行して、その中で改良の検討をしていくという報告も先ほど答弁の中にありました。その2年間の間、全く足のなくなる地域も出てきてしまう。これは公平性の観点からいくと、現在タクシー券を利用して外出できない地域もあるということではあります。そのような中で、先ほど来私が主張している代替の案、これの公共交通の運行経路等々が示されていけば判断もつくという、私の主張はそこにあります。

そういったことが今後示されるよう、当議会で採決が諮られる間にそういったものが示されて、我々が判断しやすい、間違った判断をしないような状況をつくっていただくことを重ねてお願いを申し上げます、この質問を終わります。

次に、5番の証明書のコンビニエンスストア交付についてお伺いをいたします。

住民票や印鑑証明書等の発行については、従来役所窓口や自動交付機などで発行されてきましたが、それらまで比較的遠隔地とされる地域の利便性向上を目的に、モデル事業として南公民館、鍋掛公民館等で証明書発行などの窓口業務を実施してきました。今後においては、さらなる利便性の向上を目的にコンビニエンスストアにおける発行を計画していることからお伺いするものであります。

各所窓口自動交付機による当該証明書の発行状況を伺います。

モデル事業として実施してきた南公民館、鍋掛公民館における当該証明書の発行状況を伺います。

コンビニエンスストア交付を導入する理由と目的を伺います。

当該となるコンビニエンスストアの本社名はどこか。また、該当となる店舗数は幾つかお伺いします。

開始時期はいつになるか。また、交付を受けられる時間帯をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 及び の住民票、印鑑登録証明書及び所得証明書の交付状況について、あわせてお答えをいたします。

住民票及び印鑑登録証明書は本庁、西那須野支所、塩原支所、箒根出張所、鍋掛公民館、南公民館の6カ所で、自動交付機は本庁及び西那須野支所に設置し交付を行ってまいりました。

各窓口での住民票と印鑑登録証明書を合計して、平成23年度の交付実績は9万7,990枚で、そのうち窓口交付が7万5,381枚。自動交付機による交付は2万2,609枚、窓口交付の内訳ですが、本庁が4万3,836枚、西那須野支所が2万6,490枚、塩

原支所が1,821枚、箒根出張所2,986枚、鍋掛公民館136枚、南公民館112枚となっております。

これらの割合は、本庁が58.2%、西那須野支所が35.1%、塩原支所が2.4%、箒根出張所が4%、鍋掛及び南公民館合わせて0.3%になります。

自動交付機による交付内訳は、本庁が8,386枚、西那須野支所が1万4,223枚で、交付率は全体の23.1%を占めております。

また、所得証明書の窓口交付については8,042枚の内訳ですが、本庁が4,256枚、割合にすると52.9%、西那須野支所が3,462枚で、割合で43.1%、塩原支所が95枚、1.2%、箒根出張所229枚で2.8%になっております。

導入する理由と目的についてもお答えいたします。

住民票や印鑑登録証明書は市役所の証明書の中でも交付頻度の高いものであるため、6カ所において取得できる体制をとってまいりました。しかし、平日勤務や遠方勤務の方々には時間的制約があったことも事実です。これらを踏まえ、市民の利便性の向上に向け、交付場所や時間帯の拡充を図り、必要なときに容易に入手できることを目的として導入を行うものであります。

さらに、これらの証明書の交付を窓口交付からコンビニエンスストア交付へ誘導し、コンビニにおける交付率を高めることにより窓口業務の削減を図ることで、中・長期的には行財政改革につながるものと考えております。

次に、コンビニエンスストアの本社名、店舗数についてお答えいたします。

本社は株式会社セブンイレブン・ジャパン、店舗数は、マルチコピー機が設置されている全国のセブンイレブンで、平成25年1月末現在、約1万4,800店舗、市内では26店舗が対象になります。

開始時期及び可能な時間についてお答えいたし

ますが、開始時期は平成25年7月1日を予定しております。交付を受けられる時間は12月29日から1月3日を除く毎日、午前6時半から午後11時までになっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） ご答弁をいただきました。簡単に再質問をさせていただきます。

当コンビニ交付を導入するに当たっての初期投資というか、費用、これはかかるか、現状のままマルチコピーがあれば対応できるか。

それと、コンビニの手数料、これらは幾らになるかだけお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） コンビニ交付事業に伴う初期費用の金額、それと手数料についてのお尋ねがございました。

以前に全協でお示した数字で申し上げますと、これは市のほうで初期投資としてかかる費用ということで、今回予算計上もさせていただく内容ですけれども、まず、コンビニでご利用いただくためには住民基本台帳カードを持っていただく。それと、現在既に持っている方も二千何百人かありますけれども、その方についてもコンビニでこの多目的利用ができるオプションをつけなくちゃなりませんので、それらを持っていただくためのキャンペーンということで、本庁と西那須野支所で事前にキャンペーンをしたいということで、その関係が298万円。

それと、住基カードについては、やはり臨時職員等を雇用しまして交付に当たっていきいたいということで、それらの賃金の関係が117万6,000円、さらにはラジオ等でスポット的なコマーシャル等もしていきたいということで、それらについての

費用が24万円、それと、キャンペーン中ののぼり旗等についての消耗品、そちらが29万7,000円ということで、合わせまして469万3,000円という数字でございます。

それと、ハードの関係ですけれども、地方自治情報センター、こちら国の外郭団体でございますけれども、そちらとうちのほうで契約をして実施をするということで、こちらについては年間負担金が300万円ということで見えております。

それと、コンビニのマルチコピー機と接続するためのコンピュータ関係の機器の保守、リースを合わせまして585万ということで見えております。

さらには、住基カードについても作成するためにカードが必要でございますので、そちらも760万程度ということで見込んでおまして、全部で、全協で示したときの数字で申し上げますと2,115万円ということで見えております。

それと、セブンイレブンのほうに払う手数料でございますけれども、こちらは120円ということでございます。

以上です。

会議時間の延長

議長（君島一郎君） ここでお諮りいたします。

那須塩原市議会会議規則第9条の規定によって、会議時間は午前10時から午後5時までとなっておりますが、本日の議事が全部終了するまで会議時間を延長したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事が全部終了するまで会議時間を延長します。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 延長しないで終わらせます。

内容的にはわかりました。総体で2,115万円の経費がかかると。私が考えた以上にお金がかかるんだなという思いで今聞いております。そのような中で、モデル事業ということで南公民館、鍋掛公民館で交付してまいったわけですが、その利用率が0.3%と大変低い利用でありました。それに対して、さらに受けやすいようにということで2,115万円の経費をかけるという、これの費用対効果がどういふものか、やってみないとわからないところはありますが、その辺を今後見ていきたいと思えます。

それで、ご参考までに、南公民館で低い利用率でありましたが、利用者の声を参考までにお伝えしたいと思えます。支所や本庁に行くには、田んぼから出てきて長靴履きでは行けないと。公民館なら長靴履きのまま気軽に行ける、あるいは化粧しないで行けるということで、大変利用がしやすいという好評な声もいただいております。

反面、もう少しサービスが向上すればということ、公民館の職員さんがいないと交付を受けられないということで、時間的な制約があって、その辺が改良できればなという声がありました。

そのような中で、コンビニの場合は朝6時半から11時ということで、まさにセブンイレブン、7時から11時までということで、利便性は上がって利用者はふえるかなという思いがあります。

さらに私がつけ加えたいのは、今までコンビニにおいて水道料金や軽自動車だと思んですが、自動車の納税ができておりまして、納税者の利便性は向上になっていると。ただ、見方によっては、

コンビニで納入するに当たっては市のほうがいただく、市のほうが納入をしてもらおうと、どちらかという納めやすい環境をつくって納税をいただく、もらうという観点から、今回の交付は市の窓口が出ていったと、市民に対してもらうのではなくて、市民にあげるというような見方ができて、私はその辺を評価したいと思っております。

来てもらうから出ていくという、こういった行政改革、こういったものが今回は各証明書の交付ということで実現したわけでありますが、その他のことにおいても、市が出ていくという、こういったものが市民へのサービスであり、市民の目線に立った行政、市民とともに歩いていく協働のまちづくりにつながる施策になっていくものと思えます。

ぜひ今後においても出ていくという、できるもの、できないものがあるとは思いますが、市が出ていく、行政が出ていくというような観点の施策が導入されることを期待いたしまして、今回の私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で致知の会の会派代表質問は終了いたしました。

以上で、会派代表質問通告者の質問は全部終了いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思えますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は

全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時00分